

経済産業省

受託調査

ベトナムにおける模倣品・知的財産権侵害物品
の流通に関する調査

2015年3月

日本貿易振興機構（JETRO）

ハノイ事務所

目次

I	模倣品、知的財産権侵害物品の定義	2
I.1	模倣品	2
I.2	知的財産権侵害物品	4
II	知的財産に関わる権限機関：職務と権限	6
II.1	国家知的財産庁	6
II.2	著作権局	7
II.3	植物新品種保護事務局	7
II.4	科学技術省監査局	7
II.5	文化スポーツ観光省監査局	8
II.6	市場管理局	8
II.7	経済警察局	9
II.8	税関総局	9
II.9	人民委員会	10
II.10	裁判所	10
II.11	389 国家指導委員会	11
III	ベトナムにおける知的財産権の実施と模倣品の処理	13
III.1	自己保護権	13
III.2	行政措置	13
III.3	民事措置	16
III.4	刑事措置	17
III.5	知的財産に関する輸出入品の検査	17
III.6	違反行為の鑑定、確認	18
III.7	著作権および隣接権侵害行為への対応	19
IV	ベトナムでの模倣品、海賊版の実態	20
IV.1	模倣品、海賊版の侵害状況	20
IV.1.1	模倣品	20

IV. 1. 2	海賊版	21
IV. 2	模倣品が多い分野／製品	24
IV. 2. 1	家電製品の模倣	27
IV. 2. 2	化粧品・医薬品の模倣	32
IV. 2. 3	食品の模倣	38
IV. 2. 4	衣類・靴の模倣	42
IV. 2. 5	二輪、二輪部品の模倣	47
IV. 3	模倣品生産・流通・消費の現状	55
IV. 3. 1	模倣品の製造・組立て	55
IV. 3. 2	模倣品の流通	61
IV. 3. 3	模倣品の消費	66
IV. 3. 3. 1	模倣品の販売市場の特徴	66
IV. 3. 3. 2	商品の流通経路	67
IV. 3. 3. 3	各都市の模倣品の販売市場の現況	68
IV. 3. 3. 4	模倣品の浸透度	71
IV. 3. 3. 5	正規品・模倣品の比較	72
IV. 3. 4	ベトナム市場で拡大する日本製品の模倣品	74
V	模倣品の蔓延による影響	77
V. 1	ベトナム人の購買力と消費動向	77
V. 1. 1	購買力	77
V. 1. 2	消費動向	78
V. 2	模倣品に対する消費者意識	80
V. 3	模倣品を使用する際の損失とリスク	80
VI	ベトナムにおける模倣品防止対策	83
VI. 1	政府の政策、決定と行動	83
VI. 2	達成した成果	83
VI. 3	模倣品の問題に対する企業の対応	85
VI. 4	模倣品防止の効果と影響	87
VI. 4. 1	一部の企業は沈黙と回避	87

VI. 4. 2	模倣品防止の費用対効果	88
VII	模倣品防止に対する企業への提案	89
VIII	関係機関連絡先	91

はじめに

ベトナムにおける知的財産権侵害物品（一般的に模倣品、偽造品を含む）の製造・販売活動は増加の傾向にあり、多くの分野、あらゆる商品に拡大され、社会へ大きな影響を与えている。知的財産権侵害物品は健全な競争環境を破壊し、消費者を欺くとともに、企業イメージを傷付けている。これによって企業と消費者は経済的な損害を被っている。さらに深刻なのは、食品・薬品または車や二輪車の部品に対する模倣品であり、それらは消費者の健康と生命を脅かすものとなる。

本調査報告書は、各企業、特にベトナム進出済み、または進出を計画している日系企業に対し、ベトナムの模倣品の製造と流通の実態を提供することを目的に作成した。知的財産権侵害物品の製造元と販売店における手口を把握し、模倣品の防止策を講じる上での課題を理解していただき、ベトナムでの産業財産権の保護に役立てていただければ幸いである。

2015年3月

日本貿易振興機構（JETRO）

ハノイ事務所

I. 模倣品、知的財産権侵害物品の定義

現行の法的文書において、模倣品、知的財産権侵害物品は以下の通り定義される。

I.1. 模倣品

2013年11月15日付け政令第185/2013/NĐ-CP号（以下「政令第185号」という）第3.8条の模倣品、禁止品の貿易、製造、販売における行政違反の処罰と消費者の保護についての規定によると、「模倣品」は以下の通り定義されている。

政令第185号に定義した模倣品	事例および補足情報
a) 価値や効能がない商品、商品の価値と効能が天然原料と一致しない、商品名と内容が一致しない、商品の価値や効能が公開または登録されている商品と一致しない。	2014年末に、ハノイ市とホーチミン市で原産地不明の圧搾されたセルロース化合物またはポリマー化合物に香料を付けたものを発見した。これは価値がない模倣品である。
b) 商品本体の表示および包装に記載された登録・公開内容と主要な栄養成分の含有量、基本的な製造法、品質、技術において70%しか満たしていない商品。	市場で販売されている原産地不明のオートバイ用潤滑油を成分分析したところ、潤滑成分・耐磨耗成分が公表されている基準の40~50%しかなかった。これは模倣品である。 
c) 人間、動物用の予防・治療薬で薬品の成分表示がない。成分表示はあるが、登録された含有量と違う。成分の種類が登録したものより少ない。商品本体の表示と包装に記載された成分が違う。	2014年10月、Novartis Pharma Services AG社はベトナム市場で模倣医薬品の疑いがあるVoltaren 75mgを発見し保健省へ報告した。成分分析したところ、有効成分のジクロフェナクナトリウムの他に、製品の成分にはないFEG400
d) 有効な成分が確認できない、登録・	

<p>広報されている品質と技術を 70%しか満たしていない農薬。有効成分の種類が登録したものより少ない、表示と包装に記載されている有効成分と違う種類の成分が含まれている。</p>	<p>化合物が入っていた。登録したものより有効成分の含有量が少ないため、2014年11月に Globela Pharma Pvt India 社の医薬品 Omepraglobe 20mg が回収された。</p>
<p>e) 商品の表示・包装に他社の名前と住所が書かれている。商品の商用名または商品名を模倣している。他の製造者の流通登録コード、バーコード、包装を模倣している。</p>	<p>看板、営業許可書がない小規模の工場で作られた模倣チェーンプロケットの包装には、製造者名が「Manh Quang オートバイ部品製造会社」と書かれたものがたくさんある。</p> 
<p>f) 表示、包装に偽の住所・原産地・製造・包装・組み立て場所等が記載されている商品。</p>	<p>原産地不明で日本のバーコードと「Made in Japan」の文字が付けられたベトナム生産の模倣醤油。</p> 
<p>g) 知的財産法第 213 条に規定する知的財産権を侵害する模倣商品。 ※知的財産法第 213 条には、「知的財産権を侵害する模倣商品は、商標模倣品、地理的表示模倣品（両方とも「商標模倣品」と呼ぶ）および違法コピー品である」と規定されている。</p>	<p>商標権者の承認を得ずにベトナムで生産された、「KIKKOMAN」の商標を付けた醤油。</p> 

h) 証書、表示、包装の模倣。	<p>ハノイおよび北部一部で発見した「KIKKOMAN」の模倣証書、表示、包装。</p> 
-----------------	--

I. 2. 知的財産権侵害物品

知的財産権の定義：

知的財産権とは、自己の創造した知的財産に対する個人・法人の権利である。一定の条件を満たすと政府より独占保護権が与えられる。世界の多くの国と同様、ベトナムの知的財産権は（i）著作権と隣接権（ライブショー、録音、録画、放送番組、暗号化された番組を送受信する衛生信号等）、（ii）産業財産権（特許、意匠、半導体集積回路の回路配置、商標、商用名、地理的表示、営業秘密、不正競争防止）、（iii）植物新品種に関する権利、の3グループに分けられる。

知的財産権侵害物品とは、知的財産権を侵害（例：特許による保護、実用新案、意匠、商標、地理的表示等への侵害）している商品・製品である。

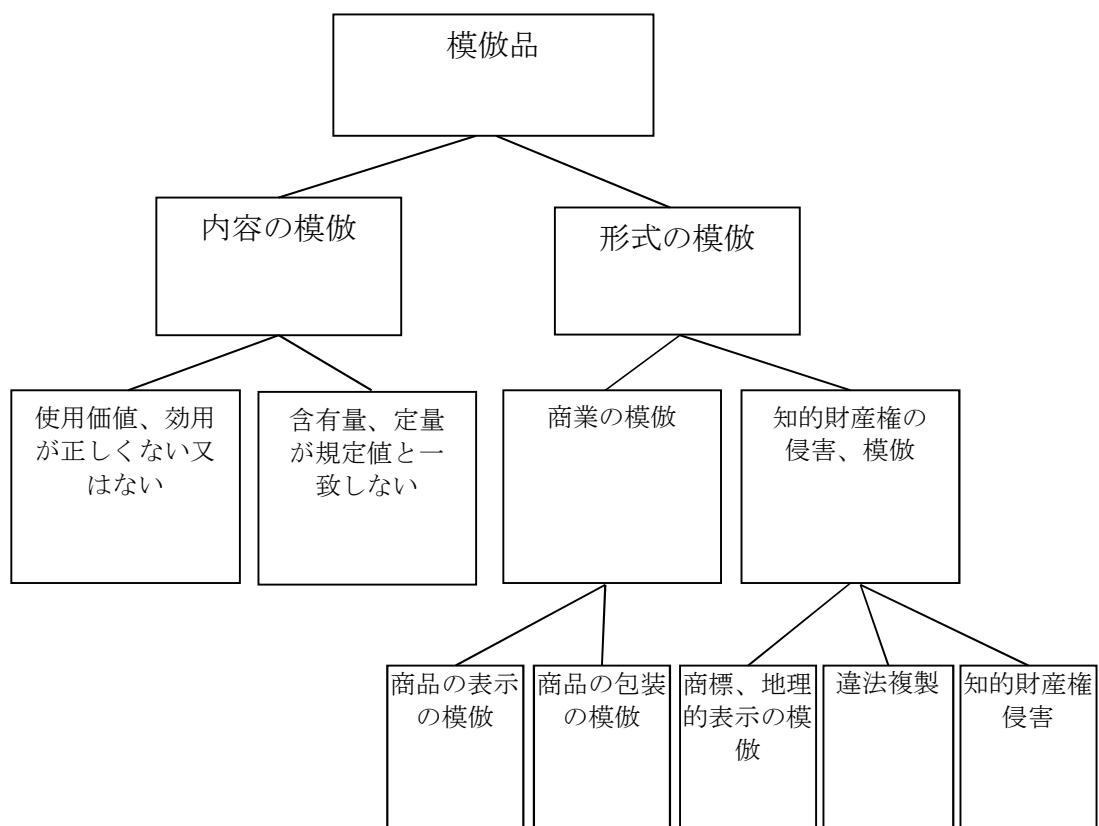
知的財産権への侵害行為とは、知的財産権侵害物品の生産（製造、組み立て、加工、包装、印刷、コピー等）、輸入、販売、運送、広告、マーケティング、保管、レンタルなど多岐にわたる。

ベトナムでは、知財取締機関や消費者は知的財産権侵害物品のことを「hàng nhái」（模倣品の意）と表現する。ベトナムにおける代表的な模倣品は、意匠権または商標権によって保護されているデザインをコピー・模倣した商品・製品である。例えば、数年前、ハノイではベトナムにおいて爆発的に売れたホンダの Air Blade、Spacy、SCR 等のブランドのオートバイにデザインがよく似たオートバイを販売する店があった。模倣品の製造者はホンダの車体の外観を似せるだけでなく、ホンダベトナムの標章、ラベルを製品に貼り付け、意匠権および商標権を侵害していた。

ベトナムにおける模倣品は、以下の表で示すように、知的財産権を侵害する商品を含めて広く定義されている。

模倣品の製造と販売は、違反のレベルによって様々な罰則で処分される。特に、食料品、ヒト用医薬品、予防薬、飼育用飼料、肥料、動物用医薬品、食物保護製品等、消費者の健康、生命に直接被害を与える模倣品は厳格に処罰される。非常に深刻な結果を起こす場合は、20年以下の懲役、終身刑または死刑に処せられることもある。（刑法第156-158条）

【模倣品の定義】



II. 知的財産に関わる権限機関：職務と権限

知的財産分野における国家権限機関は2つのグループに分けられる。国家知的財産庁、著作権局、植物新品種保護事務局といった保護機関と、監査局（科学技術省監査局、文化スポーツ観光省監査局）、市場管理局、公安（経済警察局）、税関総局、人民委員会、裁判所といった権限執行機関である。

上記の機関の主要な職務と権限は以下の通り。

II.1. 国家知的財産庁

国家知的財産庁（National Office of Intellectual Property - NOIP）は科学技術省に属し、知的財産に関する国家管理を行っている。NOIP の主要業務は以下のとおり。

- ・ 関連機関と協力して知的財産に関する法令・制度・政策の草案を作成し、科学技術省大臣へ提案する。
- ・ ベトナムにおける特許、実用新案、意匠、商標、地理的表示、半導体集積回路の回路図等の産業財産権を確立し、産業財産権譲渡契約の登録や産業財産権保護証書に関するその他手続（不服申し立て、異議、取り消し、無効化等）を行う。
- ・ 自己権限または関連機関との協力で、産業財産に関する政府・組織・個人の合法的な権利の保護対策を実施する。

NOIP の通常業務の一つは、執行機関が違反を確認し処理するために特許、実用新案、意匠に関する法律、保護範囲と権利侵害行為の評価等の専門的な意見を提供することである。2013年に、NOIP はこのような専門的な意見を570通発出している。NOIP に対し専門的な意見を度々求める機関は、主に経済警察局、市場管理局、科学技術省監査局、競争管理局（不正競争に係るもの）がある。

現在（2014年）、NOIP は、約300人の職員で構成され、内訳としては、学士269人（89.1%）、修士・博士44人（14.6%）となっている。また、組織は、特許審査官62人を擁した3つの特許担当課（第1特許課、第2特許課、第3特許課）、商標審査官60人を擁する3つの商標担当課（第1商標課、第2商標課、

国際商標課) および 11 人の意匠審査官が配属された意匠担当課を含む合計 19 部局から構成される。

II. 2. 著作権局

ベトナム著作権局 (Copyright Office of Vietnam - COV) は文化スポーツ観光省 (Ministry of Culture, Sport and Tourism - MOCST) の直轄機関で、著作権と隣接権保護の国家管理を行う。著作権局の主要業務は以下のとおり。

- ・ 著作権登録証明書、隣接権登録証明書の発行、再発行、更新、失効。
- ・ 法律の規定に従って国家に属する文学、芸術、美術作品に対する著作権、演奏、記録、取材、放送番組に対する隣接権の管理
- ・ 作者、著作権・隣接権の所有者に対する法規定の印税、報酬、その他物質的な権利のガイダンスの実施
- ・ 法律の規定に従って著作権と隣接権に関する代表組織の活動、および鑑定活動の管理

2014 年現在、COV の職員は全体で約 25 名であり、その内著作権・隣接権管理課と著作権・隣接権登録課の職員は 15 名となっている。

II. 3. 植物新品種保護事務局

植物新品種保護事務局 (New Plant Variety Protection Office -PVPO) は農業農村開発省 (Ministry of Agriculture and Rural Development -MARD) に所属し、植物新品種の申請書類の受理、審査、保護ライセンスの発行を行う機関である。

II. 4. 科学技術省監査局

科学技術省監査局 (Science and Technology Inspectorate - STI) は、科学技術分野での監査業務を担当する国家管理機関であり、不服申し立てや告発等処理し、行政監査・知的財産に関する監査を含む専門的監査を実施する。中央レベルにおいては科学技術省直轄の監査局 (Inspectorate of Ministry of

Science and Technology) が担当し、地方レベルにおいては各省市の科学技術局直轄の監査室が担当する。

科学技術省監査局は以下のとおり権利侵害行為を処理する権限を有する。

- (i) 特許、実用新案、集積回路の回路図
- (ii) 標章、地理的表示、商用名、意匠
- (iii) 各行為
 - (a) 標章と地理的表示を模倣する製品の販売目的の製造輸入、運送、保管
 - (b) 模倣された標章、地理的表示の証書、ラベル、物品を販売するための製造、輸入、販売、運送、保管
- (iv) 産業財産分野の不正競争行為

科学技術省監査局はベトナム知的財産権の執行機関の中で一番権限範囲の広い機関であると言える。

全国の科学技術監査部門は人数が少なく、実際のニーズに応えられていない。2014年現在、科学技術省監査局の職員は全体で約20名規模であり、その内知的財産における監査の担当者は5~6名である。また、各地方省の科学技術局にあっては、担当者が通常1~2名程度しかいないなど体制が脆弱である。

II. 5. 文化スポーツ観光省監査局

文化スポーツ観光省監査局 (Culture, Sports and Tourism Inspectorate - CSTI) は、法律の規定に従って文化、生活、運動、スポーツおよび観光に関し、国家が管理する範囲内で専門行政と監査を執行する機関である。中央レベルにおいては文化スポーツ観光省の監査局が担当し、地方レベルにおいては文化スポーツ観光局の監査部門が担当する。

文化スポーツ観光省監査局はベトナムの知的財産権の執行機関の一つで、著作権と隣接権の侵害行為を監査し行政処分を行う権限を持つ。

II. 6. 市場管理局

市場管理局 (General Department of Market Management - GDMM) は商工省 (Ministry of Industry and Trade - MIT) 直属の機関で、法律の規定に従って国

内市場での貿易活動、商工業およびその他の関連分野における国家管理を行い、市場の検査と監査、法律違反の防止に当たっている。地方レベルにおいては市場管理支局(Local Department of Market Management - LDMM)が管理を担当している。2013 現在、地方省と市に 63 市場管理支局、各郡に 650 の市場管理チームがあり、合計 5,500 人の市場検査官が勤務している。

市場管理局はベトナムの知的財産権の管理機関の一つであり、以下の行為に対する行政違反の検査、発見、記録作成、処分を行う権限を持つ。

- ・ 著作権と隣接権の侵害
- ・ 植物品種に対する権利の侵害
- ・ 標章、地理的表示の模倣製品と違法コピー製品の製造、販売と保管
- ・ 標章、地理的表示、商標名、意匠に対する権利の侵害および不正競争行為

その他、市場管理局は知的財産権に違反する運送、物品を検査し、証拠物件と違反手段の保管場所を捜査する権限を持つ。

II.7. 経済警察局

経済警察局は、公安省犯罪防止警察総局に属する警察局の一般的な名称であり、職務の権限内において、経済管理秩序の維持と犯罪捜査を担う。経済警察局は、模倣品の製造と販売網、そのグループを捜査・摘発するとともに、関連組織と協力して模倣品の製造と販売の防止に努める。

経済警察局の傘下には各省・市の公安局の経済警察部がある。

権利を侵害する商品（模倣品）に関しては、経済警察局は知的財産権を侵害する行為の発見、確認、情報と証拠の収集を行い、それらを違反処理の権限機関に報告する。模倣品に関しては、経済警察局は刑事告発レベル以下の模倣品・偽造証書の製造・輸入・販売・運送と著作権・隣接権への侵害に対して行政処分を行う権限を有する。また、最大 2.5 億ドンまでの罰金を科すことができる。

II.8. 税関総局

税関総局は、財政省に属し、商品と輸送手段を検査し、監査する機関である。国境を越える商品の密輸と違法な運送を防止するとともに、輸出入品にかかる関

税に関する法律の執行および、輸出入品の統計データの作成も行う。また、通関制度に関する管理や輸出入品に対する関税についての政策を担当している。

税関総局の傘下には中央直轄の各省・市に 34 の税関局がある。税関総局内に設置されている密輸防止調査局は、知的財産権の保護のために模倣品の流入を防止し、密輸と商品の違法運送を防止する業務を担う機関であり、密輸と模倣品違法運送防止において、各省・市の税関局へ業務のガイダンス・指導・検査を直接行い、関係する情報を共有する。

II.9. 人民委員会

各地方省の人民委員会は地方での国家管理業務を遂行する行政機関である。人民委員会は当該地方の各分野、各レベルの模倣品防止業務を指導し、模倣品の製造、販売と輸入等違反事件の適切な検査、摘発、防止および処理を行うために各地方の担当部門に対して協力を求める。省・郡レベルの人民委員会は当該管轄地域で生じた知的財産権に違反する行為を処分する権限を有する。

人民委員会は、模倣品の取締り・検査・処分を直接行うことはなく、この業務を実行する地方の執行機関への指導を担う。模倣品取締りが執行機関が有する処分権限を超える場合は、知的財産権侵害事案に関する資料を人民委員会へ送付し、人民委員会が行政違反行為に対する罰則を決定することができる。地方省の市場管理支局の支局長が権限内で決定できる処分において、罰金の金額は最高 5,000 万ドンである一方、地方省人民委員会の委員長の権限として決定できる罰金は最大 2.5 億ドンである。

II.10. 裁判所

人民裁判所は、知的財産権に関する紛争を解決する機関である。知的財産の権利者若しくは合法的に知的財産権を譲渡された権利者である個人又は組織は、裁判所に対して民事案件として提訴する権利を有する。

人民裁判所は、最高人民裁判所と省・市および区・郡レベル人民裁判所からなる。現在、ベトナムには知的財産だけを裁判する裁判所は存在せず、知的財産権の紛争事件は人民裁判（経済裁判）として取り扱われる。

裁判所で取り扱われた事案に関し、判決文は関係者へ送達されるものの裁判所として判決内容を公開する規定は存在していない。ただし、事件に関心がある政府機関・研究所・法律事務所は、正当な理由がある場合には、裁判所に対して事案の関係資料の閲覧および情報共有について申請することができる。

II. 11. 389 国家指導委員会

密輸・不正貿易と偽造品防止指導国家委員会（略称 389 国家指導委員会）は、2014 年 3 月 19 日付け決定第 389/QĐ-TTg 号に基づき設立され、2001 年に設立された 127 指導委員会に代わる組織である。

389 国家指導委員会には、全省庁の各最高責任者が委員として参加し、協力し合いながら活動する。委員長はグエン・スアン・フク副首相、常務副委員長は財務省大臣、副委員長は商工省大臣・国防省副大臣・公安省副大臣の 3 名からなる。指導委員会の委員は財政省・農業農村開発省・医療省・交通運輸省・科学技術省・文化スポーツ観光省・情報通信省・政府事務局・ベトナム祖国戦線中央委員会の副委員長・ベトナム国営放送局副社長、権限機関の長：国境警備隊司令官・海上警察司令官・犯罪防止警察総局総局長・税関総局総局長・税務総局総局長・市場管理局局長で構成される。

389 国家指導委員会は、段階毎に密輸・不正貿易と偽造品防止計画・戦略を作成するとともに、密輸・不正貿易と模倣品防止の活動に関して本省・業界と地域を指導し、検査の促進、ガイダンスを行う。

また、密輸・不正貿易と模倣品撲滅の質を向上させるために、法規範文書の改訂と追加を行うよう各本省・業界・地域に指導するとともに、追加の改訂に関して権限を有する機関に提起する機能を持つ。

さらに、389 国家指導委員会は、組織的な密輸・不正貿易と模倣品行為に関する処分を行うため、以下の機能を有する。

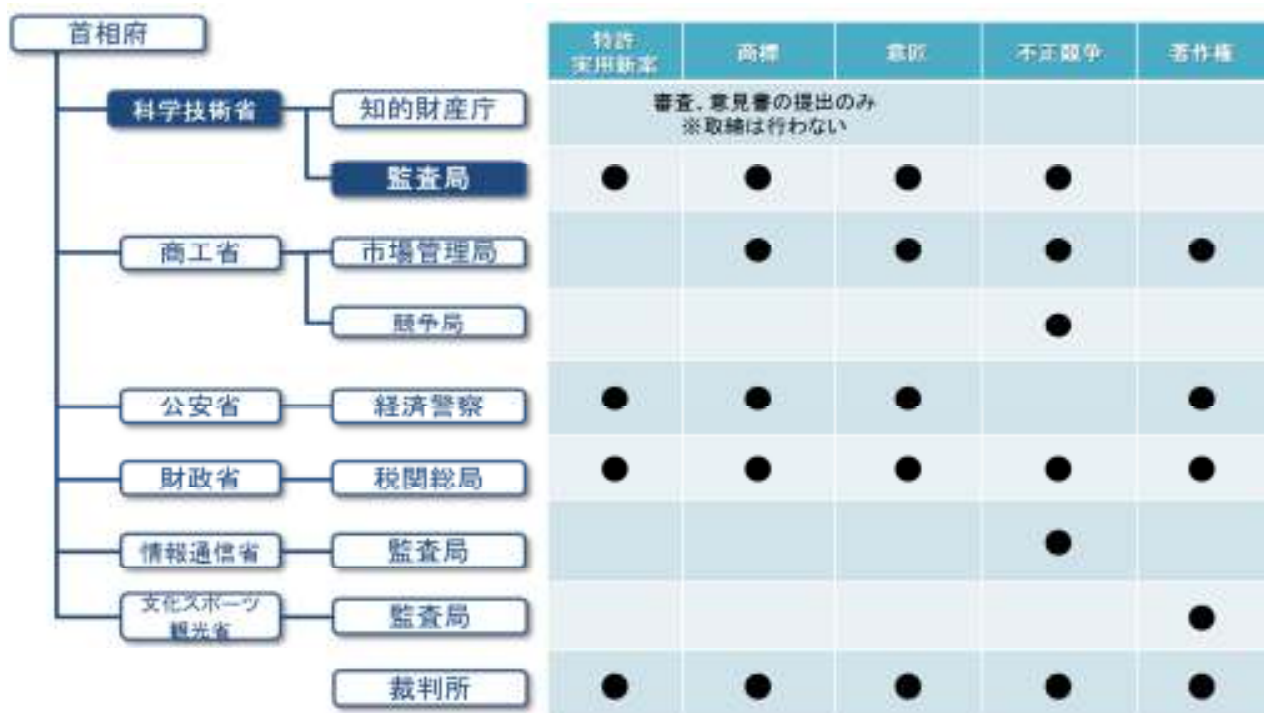
- ・ 業界連携検査団の設立による大がかりな密輸・不正貿易と模倣品事件の処理
- ・ 重点地域における密輸・不正貿易と模倣品防止状況の検査
- ・ 密輸・不正貿易と模倣品防止における国際協力の実施
- ・ 優秀な成績を修めた組織・個人に対する表彰

- ・ 密輸・不正貿易と模倣品の隠匿・所持・協力をした組織・個人を処分するための指導

組織は、財政省に委員長と 389 国家指導委員会の業務を支える常務事務局を設置している。常務事務局は、密輸・不正貿易・模倣品の生産販売防止の効率的な対策・方法を研究し、提案するとともに、指導委員会の委員と関係省庁・権限機関・地方組織が連携を図りながら活動し、密輸・不正貿易・模倣品の防止活動を支援する。

省・中央直轄市の人民委員会は、密輸・不正貿易・偽造品防止委員会（389 地方委員会）を設置している。効率的に活動するため 389 地方委員会の委員長を人民委員会の副委員長が務めている。389 国家指導委員会の設立により、ベトナム政府は密輸・不正貿易・模倣品生産販売などの深刻な社会問題の改善に取り組む旨表明している。

【知的財産権の管理・執行機関図】



(出典) 日越共同イニシアチブ フェーズ 5 WT5 資料

Ⅲ. ベトナムにおける知的財産権の実施と模倣品の処理

知的財産権の所有者である個人または組織は、法令に基づき、自己権利の保護と執行を行うために様々な対策を適用することができる。具体的には、知的財産権侵害行為の発見・防止・処分を目的とする自己の活動、または民事・行政・刑事等の処分や輸出入品検査等の実施を権限機関へ要請することが認められている。

また、知的財産権の権利者でない組織または個人であっても、損失を被った場合、または権利侵害行為を発見した場合には、権限を有する機関に対して権利侵害行為を処理するよう要求することができる。

Ⅲ.1. 自己保護権

自己保護権とは、知的財産権所有者が自己の権利を自身で保護し、第三者組織・個人からの侵害を阻止することを法律上認める権利である。知的財産法第 198 条によると、知的財産権所有者は以下の対策を適用し、自己権利を保護することができる。

- (a) 保護技術を適用し、知的財産権侵害行為を防止する。
- (b) 侵害行為を受けた組織、個人は、その侵害行為の停止、侵害行為の公開、損害賠償請求ができる。
- (c) 権限機関に侵害行為の処分を要請する。
- (d) 自己の合法的権利と利益を守るために裁判所または仲裁機関に提訴する。

上記 (a) の保護技術には様々なものがある。例えば、製品の封印・保護、消費者が正規品と模倣品とを識別するために付けたホログラム偽造防止証書・発光技術と熱技術を利用したデカールなどである。また、取引および販売ライセンス・所有者・範囲・保護期間等の情報提供も上記保護技術の一種である。第三者の侵害に対して警告するために、これらの情報を保護対象製品の本体やサービスの添付書類に貼付・記載することができる。

Ⅲ.2. 行政措置

行政違反とは、個人・組織が行った過失行為であり、国家管理法に違反するが犯罪ではないもので、行政違反罰則を受けなければならない。

現在、産業財産権の行政違反に対する罰則規定・手続・権限や罰金は 2013 年 8 月 29 日付け政令第 99/2013/ND-CP 号に規定され、著作権・隣接権に関しては 2013 年 10 月 16 日付け政令第 131/2013/ND-CP 号に規定される。

知的財産法では以下の知的財産権侵害行為に対する行政処分を規定している。

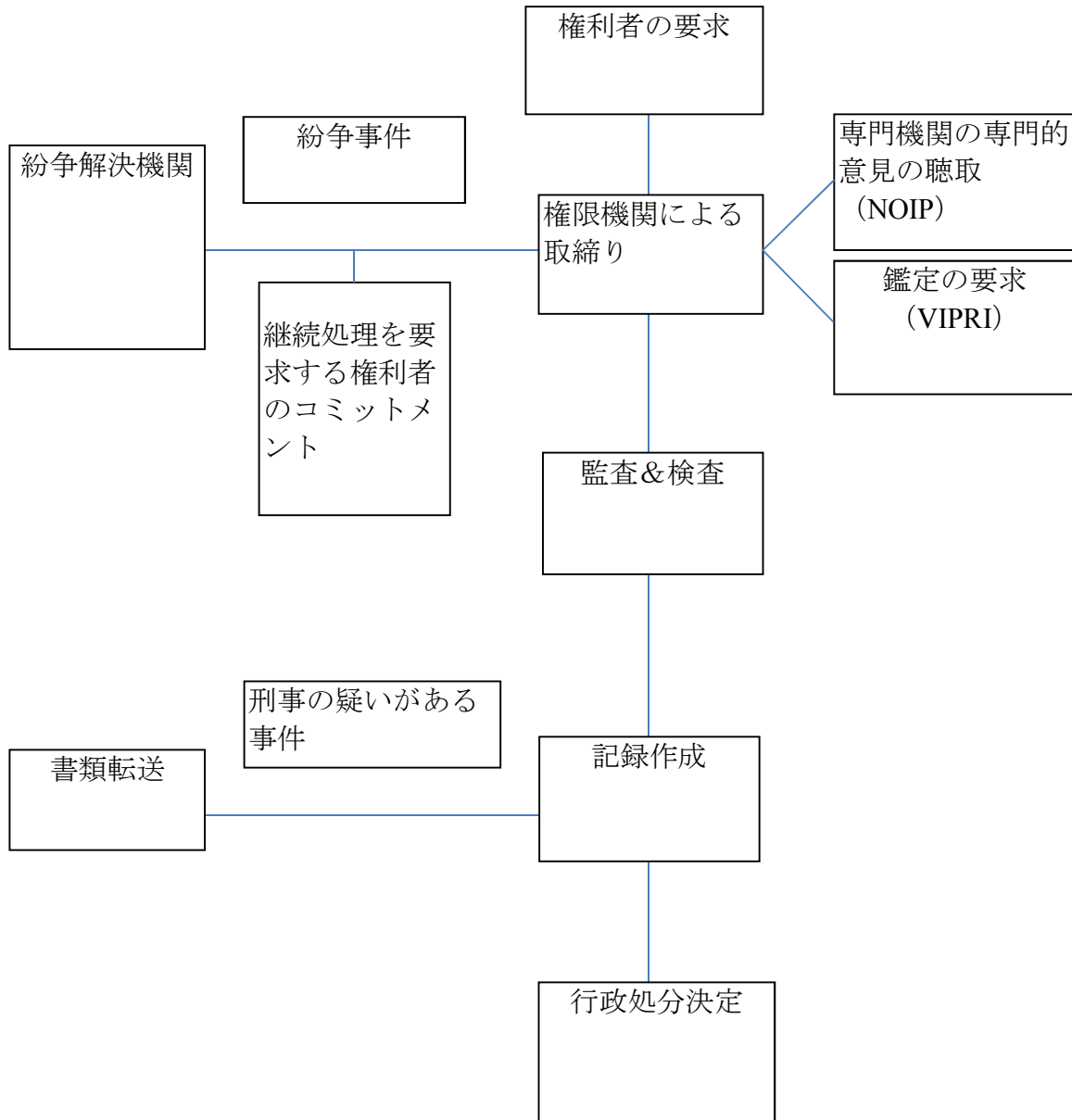
- (a) 作家、所有者、消費者又は社会に損害を与える知的財産権の侵害
- (b) 知的財産の模倣品の製造、輸入、運送、販売の実行、若しくは第三者への指示
- (c) 標章又は地理的表示の証書、ラベル又はその他の商品を模倣しての製造、輸入、運送、販売の実行、若しくは第三者への指示
- (d) 知的財産に関する不正競争行為

知的財産分野の行政違反を処理する権限機関は、専門監査（科学技術・文化）、公安、市場管理局、税関と各レベルの人民委員会とが担う。各機関による違反処分の決定・協議は各違反事件の実情・性質・規模に基づく。近年の状況は以下の通り。

- ・ 公安は重大事件、「組織」による事件、または消費者の健康と安全に関わる事件、計画された事件、または刑事事件性のある事案を受理・処理する。公安は繰り返し行われる違反行為に対する捜査、確認、証拠収集を行い、それを権限機関に報告する。権限機関は知的財産権の違反を処理し処分する。
- ・ 科学技術省監査局は (i) 特許・ドメイン名・商用名・不正競争のその他関係機関の権限外の知的財産、(ii) 大手製造者・企業による、商標・地理的表示・意匠に関する侵害行為の事件を受理する。この場合、科学技術監査部門は検査・処理・罰則を決定する機関である。公安はほとんどの事件に安全保障の立場で関与する。
- ・ 文化スポーツ観光省監査局は、著作権・隣接権の違反を受理・処理する。
- ・ 税関は、商品の輸出入および通関に関する知的財産権違反を受理・処理する。
- ・ 各レベルの人民委員会は、知的財産権侵害行為を直接受理せず、管轄地域の執行機関の権限では処理ができず、移送されてきた知的財産権の違反行為に対する行政処分を決定する。

違反レベルによっては、警告・罰金・違反商品の没収または違反分野での経営活動の一時停止などの処分を行い、違反商品の廃棄・ベトナム領土からの再輸出などの行政的な措置を適用する。罰金は違反商品の価値に基づいて計算され、罰金の最高額は組織の場合は5億ドン、個人の場合は2.5億ドンとなっている。

【知的財産権侵害の行政措置処理図】



実際、この行政措置は、手続きが簡易で処理が早いことから、ほとんどの知的財産権権利者はこれを選択する。

【行政処分を受けた知的財産権侵害の概要 - 侵害行為および処理権限機関】

違反種類 処理 機関	知的財産権侵害物品		知的財産模倣物品		知的財産 分野での 不正競争	備考
	特許権 侵害	意匠・商 標・地理 的表示・ 商用名の 権利侵害	商標模倣	違法コ ピー		
科学技術省 監査局	✓	✓	✓	✓	✓	通過、輸出入物品を 除く
文化・スポーツ・ 観光省監査局			✓	✓		通過、輸出入物品を 除く
市場管理部門		✓	✓	✓	✓	市場で流通・販売さ れている商品のみ
税関	✓	✓	✓	✓	✓	通過、輸出入物品を 除く
経済警察局			✓	✓		重大事件、「組織」 による事件の受理が 多い
人民委員会	✓	✓	✓	✓	✓	直接処理しない、関 係機関から転送され たもののみ処理

III. 3. 民事措置

権利者は、権限機関に侵害行為の行政処分を要請すると同時に、又は事後的に、裁判所に損害賠償請求の訴訟を起こすことができる。

ベトナムでは訴訟手続きが複雑であること、また、知的財産の専門裁判所がないことから、知的財産権侵害事件の訴訟は少ない。また、この分野での裁判処理能力がまだ劣っており、判断が妥当と評価されない判決が少なからずあるため、裁判へ踏み切れないケースが多い。裁判所は、原則として、当初段階では調停による解決に努め、調停が不調に終わったときに裁判に移行する。

損害が回避できない、又は適時に保護されない場合、侵害商品を分散しての隠匿、廃棄の危険を防止するために、裁判所は権利者の要請に基づいて違反が疑われる商品の没収、差押、封印、商品の所有権の変更を禁止する等、臨時的な緊急措置を適用することができる。裁判所が違反行為はないと判断した場合には、請求者は臨時的な緊急措置によって発生する全ての損害を賠償しなければならない。

裁判所は、知的財産権を侵害した組織と個人の処分を、侵害行為の強制停止、謝罪と是正の表明、民事義務の履行、損害賠償の請求等の民事措置で行う。

権利者は、損害賠償のために損害額を証明する義務があり、その証明ができなかった場合、又は裁判所がそれを承認しなかった場合には、裁判所が賠償額を決定することができる。賠償額の最高額は5億ドンであり、権利者は精神的な被害についても請求することができる。なお、その場合の賠償額の最高額は5,000万ドン以下、および弁護士費用とされている。

Ⅲ. 4. 刑事措置

刑事措置はベトナムで保護されている著作権、隣接権、標章と地理的表示に対し、故意で行われる知的財産権行為を対象に適用される。

知的財産権の侵害が認められる事実について、証拠が発見された時、権利者は公安に対して刑事告発手続の実施を要請することができる。

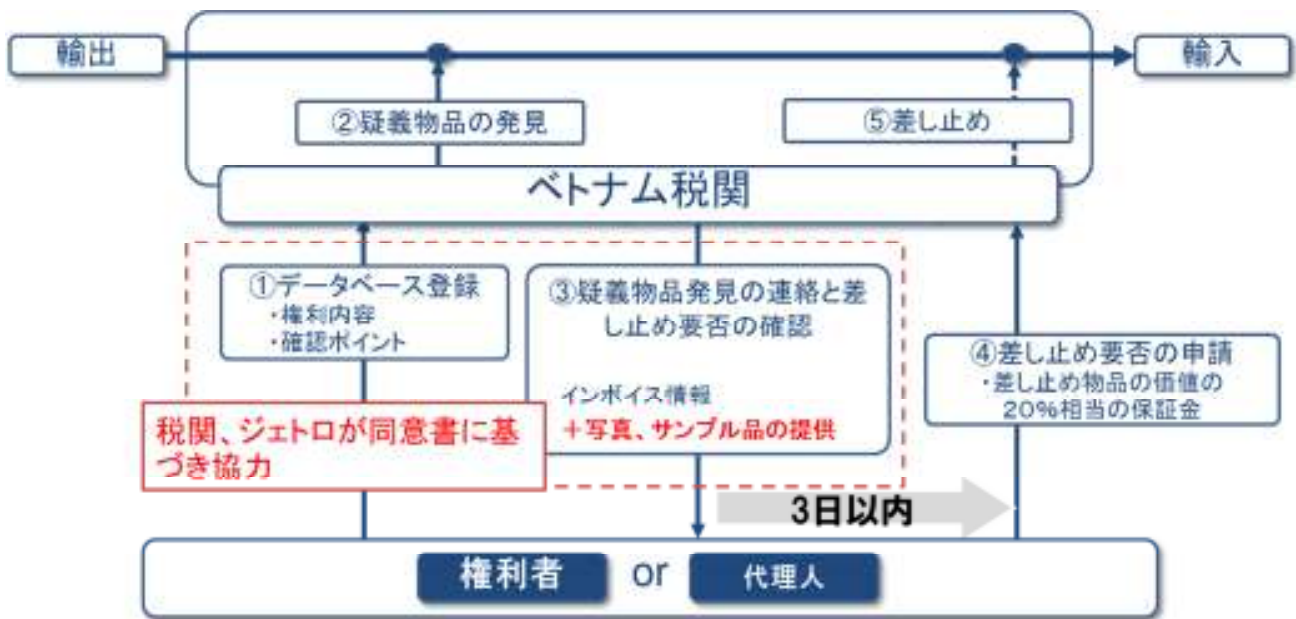
Ⅲ. 5. 知的財産に関する輸出入品の検査

知的財産権の権利者は、税関に対して知的財産権を侵害する輸出入品の監視を要求する申請を行うことができる。知的財産権侵害物品が発見された場合、税関は権利者に対してその旨通知し、権利者は税関に通関手続きの中止および緊急的な差し止め措置と必要な防止措置を求める行政措置と処分を実施するための申請書を提出することができる。税関における処分決定の際に知的財産権侵害の事実に関する証拠が認められれば、税関は当該書類を権限機関に引き渡し、刑事による処分手続を行う。

なお、2014年12月1日、日本貿易振興機構（JETRO）は税関総局密輸防止局との間で、知的財産権侵害疑義物品の税関手続停止、検査、監査措置、その他の知的財

産権侵害物品の輸出入抑制に向けた協力同意書を締結した。この同意書は、知的財産権関連の水際取締りにおける税関登録を行った日本企業の権利保護を目的としたものであり、今後の日系企業の活用と税関における水際取締りの強化が期待される。

【税関での知的財産権侵害物品取締フロー】



III. 6. 違反行為の鑑定、確認

NOIP の専門的な意見や、模倣品として疑われている商品（特に化粧品・医薬品・肥料など）の鑑定・分析機関による品質・有効成分比率・機能・価値に関する鑑定・分析結果は、模倣品の処理において、知的財産権侵害行為であるかどうかを執行機関が確定するため非常に重要な役割を果たしている。具体的には、

(i) 執行機関には、専門的な分野における特殊な違反行為を処理する能力を有していない、(ii) 第三者独立機関の鑑定・意見を根拠として、客観的な決定を行う必要がある、ことがあげられる。

商品の品質に対する模倣品に対しては、標準・測量・品質技術センター (Quality Assurance and Testing Center - QUATEST) などの専門鑑定機関の鑑定に基づいて処理される。

標章模倣または商標、特許、意匠等を権利侵害する産業財産権侵害品を担当する執行機関は、知的財産研究所 (Vietnam Intellectual Property Research

Institute - VIPRI) の鑑定結果または知的財産庁の専門家の意見に基づいて処理が行われる。

【2010年～2013年の違反処理機関に提供した知的財産庁専門意見の数量統計】

	2010年	2011年	2012年	2013年
特許/実用新案	4	1	3	2
意匠	90	45	27	6
商標	82	105	82	110
合計	176	151	112	118

III. 7. 著作権および隣接権侵害行為への対応

文化スポーツ観光省は、著作権、隣接権の鑑定に関するガイドラインである 2012 年 12 月 13 日付け通達第 15/2012/TT-BVHTTDL 号を公布したにもかかわらず、2014 年現在この分野における鑑定を行う機能を有する組織をいまだ設立していない。そのため、一部の事案においては、裁判所からの鑑定要求に対応できず裁判が延長されたケースも出ている。

【事例】

2012 年、ダナン市人民裁判所は DT 有限会社（原告）と QS 有限会社との間のウェブサイトシステムのソフトウェアに関する契約と知的財産権の紛争事件を審理した。

訴状によれば、DT 社と QS 社はウェブサイトの設計・作成と提供の契約を 7 億ドンで締結した。2012 年 6 月に製品の品質をめぐる紛争が起き、DT 社は、QS 社に支払った 2 億ドン以上の金額を回収するために提訴した。

QS 社は、DT 社が自社のソフトウェアの知的財産権に対し違反使用していると主張した。知的財産権を守るため、QS 社は DT 社の不正使用の鑑定を要請した。

ダナン市人民裁判所は著作権局に 3 回の鑑定要請書を送ったところ、現在、裁判所が参考にできる著作権鑑定組織はまだないとの回答が著作権局から届いた。

最後に裁判所は、事件を解決するために IT の専門家に鑑定を依頼した。2014 年 2 月、審理委員会は「著作権侵害行為は発見されなかった」と正式に結論を出した。

IV. ベトナムでの模倣品、海賊版の実態

IV. 1. 模倣品、海賊版の侵害状況

IV. 1. 1. 模倣品

毎年開催される密輸、不正貿易状況に関する会議で、各権限機関はベトナムの模倣品の流入は大きな問題であり、日増しに複雑になるとの一致した認識を示している。政府の「密輸、模倣品と貿易不正防止の指導委員会」および「127 指導委員会（2001 年 8 月 27 日付け政府首相の決定第 127/2001/QĐ-TTg 号に基づいて設立）」の報告書によれば、2001 年～2010 年までの 10 年間に於いて市場管理局と税関だけでも全国で 10 万 2,000 件以上の模倣品の製造（年間平均 1 万件）と輸出入 200 件を処理し、行政処分の罰金総額は 1,240 億ドン以上になっている。禁止品、密輸品、模倣品、低品質品を合計した場合、違反数はその何倍にもなる。2008 年～2014 年までに処分された違反事件は以下の通りである。

【2008 年～2014 年に逮捕処分された違反件数】

	件数 (*)	罰金、税金滞納、没収商品 (単位:10 億ドン)
2008 年	187,119	2,134
2010 年	184,032	3,254
2011 年	203,592	5,414
2012 年	272,158	8,310
2014 年	206,000	13,000

(*) 禁止品、密輸品、模倣品、知的財産権侵害物品を纏めた。

(出典) 2009 年、2012 年の 127 中央指導委員会報告書および、
2014 年の 389 国家指導委員会報告書

2014 年 4 月 22 日にハノイで開催された「模倣品、知的財産権侵害物品の防止における企業と市場管理の共同作業」セミナーにおいて、市場管理局 Do Thanh Lam 副局長は「毎年、市場管理局は密輸品、模倣品に係わる法律違反事件を 9 万件近く検挙し処理し、罰金額は約 4000 億ドンに上る。模倣されたアルコールとビール、洋服、タバコ等大量の商品を押収した」と述べた。2014 年第 I 四半期だけで、市場管理局は全国で 4 万件を検査し、2.5 万件を処理した。罰金は 700 億

ドンであったが、この数字は実態と比較すれば、大きい数値ではなく、上記の違反における模倣品の違反件数は約 10%を占めるに過ぎない。近年、模倣品は一向に減少する気配はなく増加の一途を辿っている。模倣品はほとんどの商品で出現し、商標、地理的表示、意匠、特許などを権利侵害している疑いがある。その模倣方法と手段は日増しに巧妙になっており、この 4 年間、市場管理局によって逮捕処理された模倣品の件数は、前年を遥かに越えている。具体的には以下の通り。

【2010 年～2013 年の市場管理局が処理した模倣品の件数】

	処理件数	罰金額 (10 億ドン)	違反商品の価値 (10 億ドン)
2010 年	10.472	44,4	3,8
2011 年	12,910	35,8	18,4
2012 年	13.101	35,8	27,4
2013 年	14.008	62,01	32,1

(出典) 「偽模倣品、知的財産権侵害物品の防止における企業と市場管理局の共同作業」セミナー(2014 年 4 月 22 日、ハノイにて開催)における市場管理局の報告書

市場管理各機関のまとめによれば、有名ブランドのデジタル製品の 50%、車部品の 60%、縫製・履物・鞆の 72%、DVD・メモリーカードの 71%がベトナムで公に流通している模倣品である。

IV.1.2. 海賊版

(i) 文学、芸術作品の出版、公開、普及

海賊版の書籍の実態がベトナム出版業界の大きな問題となっている。現在の海賊版は、本のカバーと内容が複写された後、最新の印刷技術を用いた高い技術で製作され完成する。そのため、海賊版と正規版の区別は非常に難しい。しかし、それは消費者の角度から見たことで、権限機関が検査を行えば出版関連の書類が

ないため海賊版であることが判明する。よって、海賊版の書籍のほとんどは、規模の小さい書店で販売されている。

一番多く印刷される海賊版の書籍はベトナム語と英語のバイリンガルブックである。これらの本は、外国の作家と翻訳家の名前が明記されているが、著作権者の許可はない。一部に、内容の変更、追加、削除などの手を加えて不正コピーを行うものもあり、それに加え原本の翻訳が間違っているものもある。

情報通信省出版局によれば、2004 年以前は、全国で約 160 社の政府系の印刷業者しか存在しなかったが、2013 年時点では 1500 社の工業印刷業者が存在する。これら印刷業者の 1/3 は「出版法」と「出版物以外の製品の印刷活動に関する 2007 年 6 月 21 日付け政令第 105/2007/ND-CP 号」に従って監視、指導され



ているが、残りの 2/3 の工業印刷業者と 1 万社以上のスクリーン印刷業者、広告印刷業者、コピー印刷業者に対しては指導がされていないことから、これらの業者はライセンス取得の必要がなく、専門管理機関に登録しなくとも経営登録を行うことで活動できる。

【事例】

2012 年 3 月 10 日に Le Sao 一人有限会社（住所 Ho Chi Minh 市、Tan Phu 区、Phu Thanh 町、63 Le Sao、責任者 Bui Thi Quynh Anh）は、漫画ドラえもん と 外国語学習本 Let 's go の半製品 200 ボックス（約 3 トン）を印刷した容疑により逮捕された。半製品の本の他、同社にはパッケージされたドラえもん、Let' s go の完成版もあった。

現場に同行した Kim Dong 出版社の代表者によると、同社は KimDong 社のドラえもんを不正に印刷したと証言した。ホーチミン市公安内部治安政治部（PA83）は、「この会社は大きな不正印刷組織の一つである。何故ならば、この会社はモノクロ印刷しかできないが、現場では大量のカラー版が発見されている。このことから、他の印刷業者がこの会社に印刷物を持ち込み、製本を依頼していることが分かる」と述べた。



ハノイでは、Nguyen Xi 通り、 Dinh Le 通り、 Pham Van Dong 通り、 Tran Quoc Hoan 通りの各本屋街で定価の 20～50%又はそれ以上の割引価格で書籍が取引されている。

国際知的財産協会 (International Intellectual Property Alliance - IIPA) の 2014 年報告書によれば、ベトナムは最も監視が必要な著作権違反国の一覧に含まれており、中でもインターネットと携帯端末による著作権違反が多いとされている。

(ii) 音楽、芸術分野

海賊版の CD, DVD は常に出回っている。この不正製品は公に製造されたり、裏で製造されたりしている。消費者の人気度の高い作品はすぐに海賊版が市場に出現し、大量の海賊版は路上や住宅地や田舎の市場での販売店に渡され、行商人、固定した職業がない地方の人々がこの製品を運搬し、路地、駅、停留所、ビール屋を巡って販売する。この海賊版は、原本をコピーするのが一般的だが、複数の原本の一部をコピー、編集してオムニバス盤を製作するものも多い。商標を無断で編集、貼り付けて商品を目立たせて販売する。海賊版の品質は原本よりはるかに劣るが、低価格で提供されるため、一部の消費者にとっては魅力的である。



(iii) ソフトウェア著作権違反

ソフトウェア・アライアンス協会 (Business Software Alliance - BSA) の研究によれば、2011 年、ベトナムのソフトウェア著作権違反率は 81%で、2010 年の 83%と 2009 年の 85%との比較では 2 年連続 2%ずつ減少している。著作権違反ソフトウェアの価値は 3 億 9,500 万 USD、前年比で 4%減少した。

BSA によると、2013 年の年初から 8 ヶ月間に文化スポーツ観光省の監査機関は 64 企業 3,958 台のコンピューターを検査した。これらの企業の著作権違反率は大き

く、違反ソフトウェアの価値は約 110 億ドン、53 万 7,000USD に相当する。監査機関はこれらの企業から 13 億ドンの罰金を徴収した。

2011 年 11 月 19 日、文化スポーツ観光省と C46（公安省）の合同監査では Quang Minh 工業団地 Me Linh, Hanoi に所在するプリンターの電子基盤の製造と加工、電線の製造を行う ASTI 電子有限会社（日本投資 100%）を抜き打ち検査した。検査の結果、42 台のパソコンは Windows XP、Windows XP Professional 2002、Microsoft Office Professional 2003 等の違法ソフトウェアがインストールされ、この企業の不正ソフトの価値は約 5.5 億ドンであった。

【事例】

2013 年 6 月 17 日、権限機関は検査を行い、Gold Long John Dong Nai 国際有限会社の営業用コンピューター 69 台に Lac Viet と Microsoft の違法ソフトウェアが不正インストールされているのを発見した。違反金額は 10 億ドンと推定される。

その後、Lac Viet 社と Microsoft Vietnam はこの会社の違反を Dong Nai 省人民裁判所に提訴した。

2014 年 3 月 6 日、当事者は次のような合意に達した。

Gold Long John Dong Nai 社は Lac Viet 社と Microsoft に対し「公開謝罪を行い、10 億ドン以上に値する違反ソフトウェアの 100%の賠償」という要求に対応し実施すると約束した。



Gold Long John Dong Nai 社のソフトウェア違反事件に関する訴訟を広報する記者会見

IV. 2. 模倣品が多い分野/製品

現在ベトナムには、全国規模の模倣品に関する統計資料、分析および現状を評価する機関が存在していない。一部の機関は、指定された具体的な業務内容に基づいた統計を毎年作成し報告書を作成しているが、主に逮捕件数についての記載のみで、踏み込んだ分析はされていない。そのような中、公安省経済警察局の研究では、当局が 2004 年～2012 年までで発見し処理した模倣品の販売と製造事件の件数が掲載されている。当該研究によれば、経済警察局は全国の模倣品の製造と販売事件 2,771 件を摘発し、犯罪書類を作成し、起訴している（年間平均数は 300 件）。年間の件数は増減するが、総合的に増加の傾向が見られる。具体的には、摘発件数の最低は 2004 年の 60 件で、最も多かった 2012 年は 554 件であっ

た。平均増加率は年間 132.03%であった。犯罪の質から見ると、重大な模倣品の製造販売件数が最も多く 1,043 件で全体の 37.64%、特に重大な件数は 969 件で全体の 34.97%、やや重大な件数は 530 件で全体の 19.13%、あまり重大でない件数は 215 件で全体の 7.76%となっている。この数字は模倣品の製造販売の犯罪が減少になく増加する一方で、社会的に危険とされる犯罪組織によるものが多いことを示している。

活動地域の統計によれば、模倣品の製造販売の犯罪は全国で実施されているが、統計の 2,771 件のうち、ハノイ、ホーチミン、ハイフォン、ダナン、カントーの中央直轄都市で発生した模倣品製造販売件数が最も高い比率を占める (56.48%)。その次は北部デルタの各省で比率は 16.28%である。中北部の比率は 12.13%で、他の地域は場所によって 2~3%の比率となっている。この結果から模倣品の製造販売犯罪者の活動地域は大都市であることを示している。これらの地域においては、模倣品の製造販売者は原材料、機械、設備が簡単に調達でき、消費も活発であることから、製造経営活動もまた活発に行われており、模倣品の製造販売者は模倣品を一般製品の中に隠すなどして販売することができるものと思われる。

【地域別の模倣品の製造販売の犯罪統計】

地域	件数	比率 (%)
中央直轄都市 (ハノイ、ホーチミン、ハイフォン、ダナン、カントー)	1,565	56.48
北部デルタ各省	451	16.28
北部山岳地方	96	3.46
北中部各省	336	12.13
中部沿岸各省	55	1.98
中部高原各省	81	2.92
南東部各省	91	3.28
南西部各省	96	3.46
合計	2,771	100

(出典)公安省経済警察

【2004年～2012年に摘発した模倣品製造販売件数・種類毎の統計】

模倣品種類	件数		価値	
	数量	比率 (%)	金額(100万ドン)	比率 (%)
食品	669	24.14	68,451	17.86
薬品	564	20.35	74,612	19.46
化粧品	312	11.26	58,457	15.25
家電製品	212	7.65	34,244	8.93
機械設備	127	4.58	35,456	9.25
医療器具	67	2.42	11,748	3.06
飼育飼料	87	3.14	29,314	7.65
農薬	45	1.62	9,845	2.57
肥料	378	13.64	21,215	5.53
植物品種、動物品種	62	2.24	11,245	2.93
建材	216	7.80	11,245	2.93
その他	32	1.15	17,525	4.57
合計	2,771	100	383,357	100

(出典) 公安省経済警察局

上記の図表で分かるように、食品、薬品、化粧品、家電製品、機械設備、医療器具の6種類で比率は件数全体の70%を占め、市場価値全体の75%を占める。

以下、模倣品が多い産業/商品およびその供給源、主要な流通経路を記載する。

【事例】

2014年12月23日にホーチミンで開催するベトナム旧正月における模倣品防止状況のセミナーにおいて、模倣品防止とベトナム商標保護協会(VATAP)会長、Le The Bao氏は、現在市場では31種類の商品が模倣され、一番多いのは化粧品、電子、家電製品、ガス、ガソリンであると述べた。

ヘルメット製品の模倣品も広がっており、正規品証書があっても70%は低品質である。旧正月の時期ではアルコール製品が多く模倣される。2014年、ホーチミン市だけでも模倣酒2万8,000本が発見され、押収された。

市場管理局副局長 Do Thanh Lam氏は、2014年の市場管理における模倣品、脱税品の処罰は前年同期に比べ15%増えたと述べた。

IV. 2. 1. 家電製品の模倣

家電製品は家庭の日常生活において不可欠な製品である。この製品は模倣品、正規品ともに存在する。製造経営犯罪統計データによれば、近年、家電製品の模倣品の模倣率は建材と同等でそれぞれ7.8%と7.65%を占める。

(i) 模倣品の出所元と市場への流通経路

- 輸入：模倣家電製品は主に中国から Mong Cai (Quang Ninh) , Huu Nghi (Lang Son), Ha Khau (Lao Cai) のボーダーゲート、Diem Dien (Thai Binh)、Cua Lo (Nghe An), Cat Lai (HoChiMinh) 港を通じて輸入される。タイからカンボジアを経由した模倣家電製品は Cat Lai (Ho Chi Minh)、Moc Bai - Tay Ninh, Vinh Xuong - An Giang と Xa Xia - Kien Giang 各ボーダーゲートを通じて搬入される。



備考:

1. Ha Khau - Lao Cai
2. Huu Nghi - Lang Son
3. Mong Cai - Quang Ninh
4. Diem Dien - Thai Binh
5. Cua Lo - Nghe An
6. Cat Lai - Ho Chi Minh 市
7. Moc Bai - Tay Ninh
8. Vinh Xuong - An Giang
9. Xa Xia - Kien Giang



(ベトナム市場に侵入する模倣家電)

- 国内での製造と加工

国内で製造される模倣品は、正規メーカーが製造を停止しても消費者のニーズがまだ高く人気があり、信頼されている商標の模倣製品である。一番模倣品が多いのは Bose, Boston Audio, JBL, YAMAHA, B&W 等のオーディオ製品である。製造方法は非常に簡単で、画像部品は中古テレビから取り、回路は中国製で、設備の外装は大量生産でき、近隣の業者に依頼して手作業で塗装する。この組み立て方法はハノイの Think Yen 市場やホーチミン市の Nhat Tao 市場で見られる。



(執行者により封印・没収される模倣電子商品)

2013年1月8日、ホーチミン市公安経済警察部は、ホーチミン市 TanPhu 区 TanQuy 地区 138/7/7 に所在する Nguyen Duc Danh が個人経営する Nguyen Suy 営業所を検査した。ここで、権限機関は Phu Nhuan サービス株式会社 (Maseco) の多くの製品の模倣品を発見した。押収された証拠物件は、Arirang 社製アンプ PA 203 III が 88 台、PA 203 N が 16 台、すべての情報が印刷された各種包装材 210 個、缶蓋 49 個などである。

2013年3月28日、調査機関はホーチミン市人民検察院の令状を取って捜査のため Nguyen Duc Danh を逮捕した。

家電製品の模倣品の市場への流通経路は、家電製品を販売する路上商店や市場である。例えば、ハノイの Phung Hung 通り、Nguyen Luong Bang 通り、Hue 通りなどである。

【事例】

2014年4月22日、ホーチミン市場管理支局、第5A市場管理チームは、QuocAnh店（12区、Tan Hung Thuan 地区、1/17A Truong Chinh）、HoanKim家電チェーン店（BinhTan区、TanTao A地区、1250-1252 国道1A号）、ThienHoa店（BinhTan区、TanTao A地区、1299 国道1A号）を検査した結果、これらの店においてMaseco社のArirangブランドを模倣したスピーカー、マイク、アンプなど、数百の家電製品を発見した。

なお、Maseco社はArirang製品を購入する消費者に対して、Arirangの正規品には正規品証書と保証書が貼付されている。お客様には正規品のラベル又は包装に記載されている内容に従ってスクラッチコーディングの番号をショートメッセージで送付して頂き正規品であることを確認して頂きたいとしている。



模倣された Maseco 社の製品

(ii) 模倣品の特徴

- ・ モデル模倣品のモデルは正規品とほとんど変わらない。専門家でなければ模倣品と正規品の区別は難しい。
- ・ 価格：外国から密輸された炊飯器、扇風機、ヘアドライヤー等の模倣家電製品の価格は正規品より安い。しかし、中国製の電器、音響製品の模倣品の価格は正規品とほぼ同等である。
- ・ 品質：正規品より悪い

(iii) 模倣される製品の程度

Sony, Panasonic, Sanyo, Canon, Casio 等日本の商標が一番多く模倣される。次いで、Philips, Samsung など。

■ 区別するための目安

1. 商標が表示されている（包装に表示がある・なし。その形）.
2. 製造者の表示がある・なし

例：ロゴマークの形

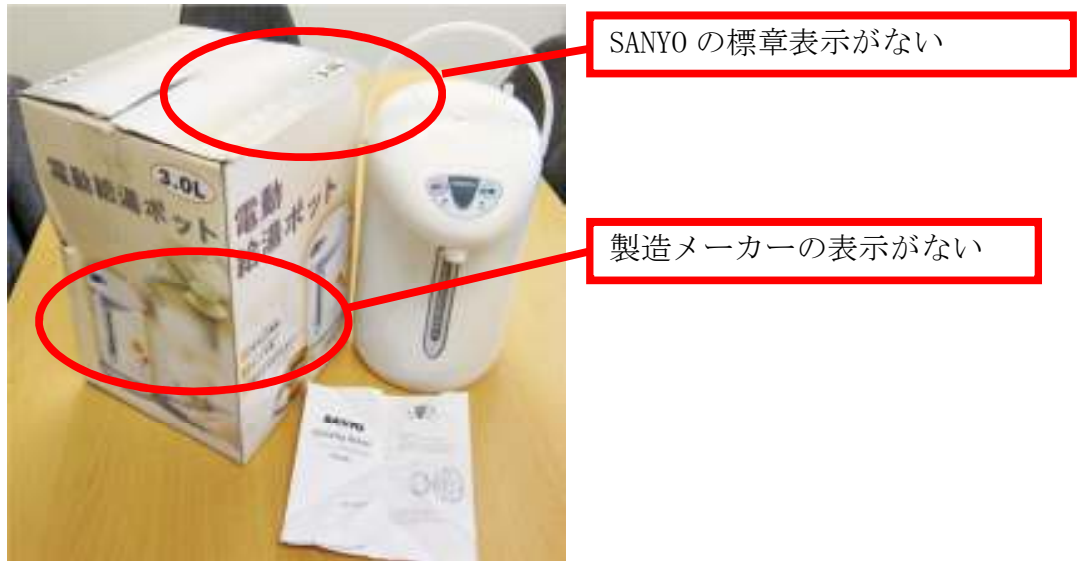


(模倣品のダンボールには製造番号が記載されていない)

例：リチウム電池



例：模倣電動給湯ポット



例：模倣炊飯器



(iv) 模倣家電製品を購入する主な消費者層

アンケートの結果によれば、模倣家電製品を購入する消費者の傾向は以下のとおり。

模倣家電製品の購入者	年齢	性別	収入	教育レベル	所在地
	20代～40代	男性	低～中	低～中	全国

IV.2.2. 化粧品、医薬品の模倣

①化粧品：

経済が発展するとともに、ヨーロッパ、日本、韓国、米国における健康管理と美容ケアの文化・潮流に接近することができるようになった。また、日々テレビ、インターネット、映画などで広告を見ていることもあり、特に都市部においては、ベトナム人が化粧品を使用する傾向はますます高まっている。使用ニーズが高まるに伴い、正規品の化粧品の価格が高いため、模倣化粧品が出現する環境になった。権限機関の統計によれば、没収された模倣化粧品は、没収された製品件数全体の 11.26%を占め、商品の価値は正規品の 15.25%を占める。化粧品の中でも、シャンプー、洗顔料、歯磨き、香水、口紅、女性用化粧水の模倣品が多い。

【事例】

Nielsen 社が 2011 年にベトナムで行った調査報告によれば、化粧品の 50%以上が模倣品であった。ハノイ市場では 47%を占めた。この結果について、2011 年 12 月 9 日にハノイで開催された「ハノイ市内の流通経路および品質が不明な化粧品の防止と検査に関する宣言と実施チームの協力および効果向上」セミナーにおいて、127 中央指導委員会は信じられる数値だと評価した。



ハノイの Hang Ngang, Hang Dao, Chua Boc 通りは Lancome, Mac, Dior, Shiseido, Sakura などの有名化粧品を販売するエリアである。製品はチークカラー、スキンケアクリーム、洗顔料等多種にわたる。この製品の価格が大変安い上に購入する場合には、さらに 45~55%の値引がされる場合が多い。商工省市場管理局は、Lancome, Maybelline, L' Oreal Paris を通常の価格の 50~55%を値引きして販売している店舗は偽物を販売していることを確認しているが、これらの店は取り締まられることなく通常に営業している。

国内で製造された化粧品についても模倣品が流通している。Unilever Viet Nam 社の知的財産権保護部長の Mai Hoa Viet 氏によれば、2001 年~2013 年末までに

Unilever 商標が模倣された事案が 760 件あり、これら模倣商品全体の価額は 100 億ドン相当となるとのことであった。

2013 年、ホーチミン市 市場管理支局は検査を通じて 3,300 件の商標違反事案を確認した。そのうち化粧品の模倣事案は 1,300 件以上になる。2014 年 1 月～10 月までに 6 万 7,000 の密輸製品と 2,000 以上の模倣化粧品を発見した。その中には、Chanel, Burberry, BVLGARI などの商標を模倣されたスキンケアクリーム、香水が含まれていた。密輸された製品には、外国の正規品だけではなく、ベトナム国内ブランドの商標を模倣した模倣品も含まれており、不正に輸入された製品の輸入は 2013 年の 2 倍近くに増加した。

【事例】

2014 年 4 月 22 日、ホーチミン市税関局は、Chanel, GUCCI の商標権者に対して、中国から輸入される有名ブランド化粧品は偽造品であることを確認した。この貨物は Linh Tran 輸出入商業サービス有限会社が中国から Cat Lai 港

(Ho Chi Minh) を通じて輸入されたものであり、このうち、有名ブランドの偽造品の疑いがかけられた 2,659 個の香水は、税関申告がなされていない密輸品と認められた。



ホーチミン市税関が発見したGUCCIブランドを偽造した中国からの輸入香水

権限機関の情報によれば、模倣化粧品の製造元の 90%は中国とされている。残りは国内で製造された模倣化粧品であり、成分は異なり、ブランド品の標章を貼り付けて流通させている。模倣化粧品は航路で搬送され、「ハンドキャリー化粧品」と呼ばれる。

②医薬品：

経済警察によれば、医薬品の模倣品取締件数は全体の 20.35%と非常に高く、正規品に相当する価値は 19.46%と一番高い。各種偽造医薬品のうち、高額の抗生

物質の他に一般的に使用されない薬品、販売・取引が禁止されているが使用ニーズの高い薬品などがある。

保健省の医薬品管理局の代表は 2014 年の 7 月までに薬品会社 79 社に対して、79 種類の薬品・化粧品の違反を摘発し、罰金を科したと述べた。ここで注目されることは、当該違反企業リストにベトナム医薬品市場において知名度のある第 3 中央薬品会社、ハノイ薬品医療株式会社 (Hapharco)、Nam Ha 薬品株式会社、Nam Duoc 有限会社、Sohaco 薬品・販売株式会社など大手企業が記載されていることである。



模倣医薬品は消費者を欺くだけでなく、患者の治療を無効にするものである。模倣医薬品の多くは、アレルギー副作用、重金属中毒および薬物抵抗を起こす可能性が高い。その一方、ベトナムでは、人々は医薬品を薬局で購入することが一般的であり、薬局では医師の処方箋が不要のため、模倣された外国製の医薬品が薬局に入り込むことは容易である。

人民警察学院の犯罪学研究・防止センター Nguyen Minh Duc 大佐によれば、模倣医薬品の製造販売行為の利益率は 200~450 倍になる。この巨大な利益を支える使用者の薬品に払う金額は非常に高い (平均 104USD/人/年) ため、ベトナムは模倣医薬品の製造販売犯罪者にとって「肥沃」な土地となっている。

(i) 模倣品供給元および市場への流通経路

- 輸入：多くの模倣医薬品の中で、よく発見されるのは呼吸器疾患を治療する錠剤 Zinnat 500mg の抗生物質と糖尿病の治療薬、眩暈を治療する Tanganil、関節症を治療する Mobic、副鼻腔炎、アレルギー性鼻炎を治療する Cota、咳止め Neo-Codion、マラリア治療薬と勃起障害を治療する薬 (Viagra, Levitra)、緊急避妊薬ピルである。他は栄養食品の形で販売されている。化粧品に関しては模倣シャンプー、香水、スキンケアクリームなどが輸入される。

・海路：ヨーロッパから輸入される模倣医薬品や模倣化粧品は空路と海路を經由するが、ベトナムでは陸路が中心である。

- ・陸路：中国、ラオスとカンボジアとの国境地帯における陸路が模倣品の搬送として利用されている。

【事例】

2014年4月17日、Thanh Hoa 市公安は Thanh Hoa 市場管理支局と協力して Thanh Hoa 市、Dien Bien 区、Cua Hau 町 No06 で低品質、出所書類が不明、中国の製造で偽造標章が疑われる模倣医薬品 1.2 トンを発見し、押収した。

この模倣医薬品は中国から違法輸入され、マラリア治療薬、抗生物質、バイアグラなどの特殊な薬品が主であった。



偽造医薬品検査

- 国内での製造と加工：ほとんどの医薬品や化粧品はベトナムへ密輸された外国製品であり、国内で模倣された製品は手作りで製造されたものであり品質も粗悪なものである。

模倣医薬品の一般的な製造方法は、国内で安価な医薬品又は期限切れの薬品を購入し、外国の著名ブランドのビンやボトルに詰められたものである。さらに、高度な印刷技術を使って標章、説明書を印刷し、包装され市場に正規の医薬品と同等の価格で販売されている。

【事例】

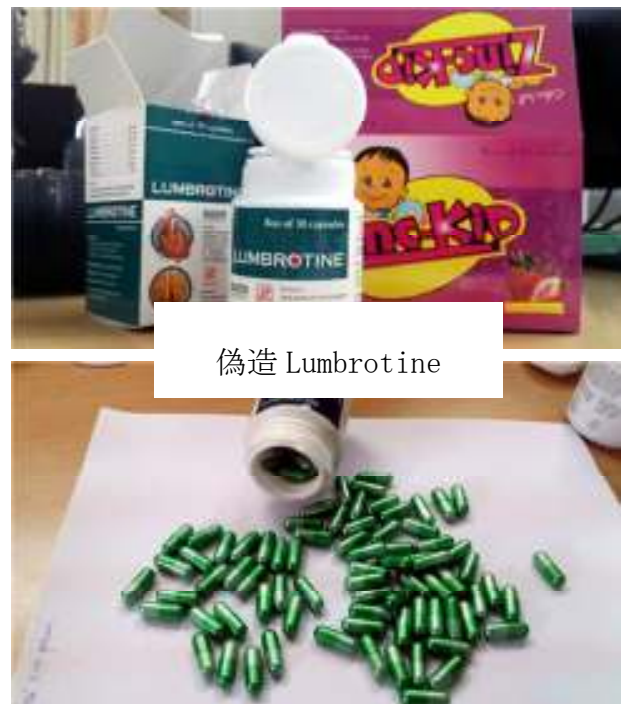
2014年3月11日、追跡調査の後、経済警察部第7組は12区 An Phu Dong 地区にある偽造の疑いのある Truong の自宅と、Huyen が社長を務める12区 Dong Hung Thuan 地区の Ngan Son Thinh 輸出入有限会社の本社を緊急捜索した。その結果、完成品の偽造医薬品 38 箱（Selbako、Mepodox、Sapdox、Levotab、Baraclude 等）、原材料、包装、偽造品製造の機械を発見した。



偽造医薬品を製造するための自家製設備

2014年11月8日、ハノイ公安省経済犯罪捜査警察局の模倣品防止チームは、水資源大学（Water Resouse University）の周辺地域において、米国医療設備販売会社のHT株式会社のBui Van Hiep社長（所在地 Ha Noi, Doi Can, 42B/41/210）がダンボール2箱を乗せる不審なオートバイを発見した。

検査した結果、2箱のダンボールにはLumbrotine 150箱（脳梗塞と脳内出血の医薬）とZinc-Kidサプリメント80箱（くる病の幼児と妊婦、母乳育児中の母親の医薬）があった。LumbrotineとZinc-kidを正規に仕入れている医療投資・発展有限会社と協力して確認した結果、Bui Van Hiepが搬送した全ての医薬品はメーカーの正規品を模倣した製品であった。



捜査範囲の拡大によって、公安は Quang Ninh、 Van Don、 Ha Long 村に住む1982年生まれのLV France 貿易投資有限会社（住所：Ha Noi, Ha Dong, Van Quang, 第2組、No161）の Nguyen Anh van 社長を逮捕した。捜査した結果、公安は Nguyen Anh Van は市場で販売されている本物のLumbrotineとZinc-kidを購入し、それをサンプルにして模倣品を注文し、包装して市場に販売したものと確認できた。Nguyen Anh Van は市場に3,000以上の製品を販売した。拡大捜査により、公安は包装機械と模倣の標章を発見し押収した。

医薬品の市場への流通経路は多様である。模倣医薬品は僻地山岳地方の市場で販売され、都会の薬局に持ち込まれる。保健省医薬品管理局 Nguyen Viet Hung 副局長は、医薬品の小売業者は、医薬品の製造が許可されていない法人、個人から模倣医薬品を購入し、販売することによって巨利（利益率は200～450倍）を得ている、と語った。模倣・低品質医薬品は、包装や外形が本物と酷似していることから、消費者を簡単に騙すことができ、また、インターネット販売や宅配便などの郵送による模倣医薬品販売が増加している。保健省は、インターネットで販売している医薬品

の 50%以上が模倣薬品や製造元・品質が確認されていない医薬品であると注意を促している。

化粧品は、伝統的な市場で低収入の者に販売されているが、化粧品の分野でもインターネット販売が普及している。インターネット販売のウェブサイトを調査した外資の化粧品会社である L' Oreal ベトナムは、以下の 14 のサイトで模倣された同社の化粧品が正規品の 1/3 から 1/5 の価格で販売されていたことを確認した。

www.dealvip.vn www.hcmdeal.com

www.topmuare.vn <http://vndeal.net/>

<http://muatichluy.com/> <http://1122deal.com/>

www.redeal.vn www.cucure.vn

<http://www.yandeal.vn>

<http://www.sieumua.vn>

www.dealsaigon.com

<http://www.lamido.vn>

<http://familydeal.vn>

<http://www.evamua.vn>



L' Oreal の模倣化粧品を販売するウェブサイト

確認された模倣品は、使用期限切れの製品であり、製造元も不明の粗悪製品であり、1 個 1 万 5,000～2 万ドンで販売され、使用者の健康に悪影響を与える製品であるとしている。

(ii) 模倣品の特性

- ・ 種類：外国で製造される模倣品の種類は正規品に類似しており、消費者が真偽の区別をつけることは困難である。。
- ・ 価格：ほとんどの模倣品は正規品より安価である。
- ・ 品質：食品と同様に、模倣された医薬品や化粧品の品質は消費者の健康上で悪影響を与える。

(iii) 模倣品の主な消費者層

- 模倣医薬品：薬局又は医療センターに納入された医薬品は、全ての消費者が模倣医薬品を購入する可能性を有する。
- 模倣化粧品：使用する消費者は、低所得者層や、製品の悪影響についてよく理解できない若年層である。

(iv) 商品の模倣程度

世界保健機関は全世界における薬品の模倣率は 10%で、東南アジアでは 30%になると報告している。国際刑事警察機構 Interpol によれば、ベトナムは模倣医薬品の製造販売においてラオスの次、東南アジアの 2 番目に入っている。

IV. 2. 3. 食品の模倣

食品は人間に必要な不可欠な商品である。そのため、刑事法 157 条（食品・予防・治療薬の模倣品の生産・販売に関する罪）でこの犯罪の罰則を規定しており、最高刑は死刑と定められている。統計によれば、食品の模倣品の製造販売比率は模倣件数のなかで最も高い数値となっており（24.14%）、正規品の市場価値の 17.86%を占める。（IV. 2. 模倣品が多い分野・商品の統計表参考）

この分野の商品は多種多様であるが、主にミネラルウォーター、炭酸水、模倣アルコール（特に外国ブランドのアルコール）で低品質、外形・デザインの模倣が行われ、一部には衛生面で問題がある食品もある。模倣品、低品質製品は有名ブランドの標章、包装に酷似している。中身が違うものや、高度な技術により模倣された偽造防止証書が貼付されている。特に、路上ビール屋では、偽ビールが横行している。本物のビールと混ぜたり、模倣したりする手口が増えている。また、経営モデルもそっくり真似されている。



(i) 模倣品出所元と市場への流通経路

- 輸入：ベトナムに輸入される模倣食品は、主に Chivas, Johnnie Walker, X0, Hennessy, Remi Martin や、ベトナム人に人気のあるフランスのワイン等のアルコールおよびビールである。ベトナムビール・アルコール・飲料協会（Vietnam Beer, Alcohol and Beverage Association - VBA）の報告によれば、国境とボーダーゲートからの密輸の規模が大きく、全国の密輸アルコールの 60～70%を占める。陸・海・空で搬入される密輸品の多くが模倣品である。

・海路：密輸品は、ベトナム領海、港に入ると海洋警察、国境警備隊、税関などの執行機関を避けるために漁師の小船／漁船に移して陸上に運ばれる。

・陸路：密輸のアルコール、タバコは An Giang, Tay Ninh, Long An 等南西国境各省に沿うルート、又は中部の Quang Tri 省 Lao Bao ボーダーゲートのルートを通じて運送される。少量の密輸を含め、以下は密輸活動の典型的な不正商行為である。

①ボーダーゲート経済特区、自由貿易ゾーンの免税店に一時輸入・再輸出の形で税関に申告する。再輸出国先は第3国であるものの、ベトナム国内に運び込まれている。

②輸入品の通関を行う際には、多量の輸入品を過少申告するケース、外国のアルコールを異なる品目で輸入申告するケースなどの不正な手続きが行われている。運送方法は自動車、オートバイ、又は身体の中に隠して国境を越える。

・航路：アルコール、タバコは運び屋によって運送される。また、一部の空港の従業員が不正な運送を行うケースもある。



船とオートバイを使ってカンボジアから偽造品を輸入

- 国内での製造と加工

地方の製造所で製造される模倣食品は主に以下の方法により行われている。

①安価な材料を用い、簡易な方法で製造される場合

ベトナム製で市場のニーズに応えられない製品については、標章と地理的表示を模倣している。いずれも手作業で行われている。

2014年7月17日に開催された魚醤製品の Phu Quoc 地理的表示の保護に関するセミナーにおいて、Phu Quoc 魚醤協会の代表は、市場の Phu Quoc 魚醤の 80% は模倣品であるとの情報を提供した。



また、2014年6月30日午前に行われたベトナム商品フェア開催計画発表の記者会見において、BaVi 牛乳株式会社は、同社が販売する 13 種類の製品のうち、牛乳菓子、牛乳、ヨーグルト、ヤギ乳等の製品の 90%以上が模倣されている、と述べている。その中でも最も数多く模倣される製品は BaVi 牛乳菓子（70%）とヤギ乳製品（50%）であり、「違反製造所は私たちの社名に似せた「Ba Vi 生牛乳株式会社」、「Ba Vi 牛乳菓子生産株式会社」、「Ba Vi 牛乳菓子株式会社」などの名前を付けて消費者を欺いている」と説明している。



②模倣完成品の密輸

2013年10月23日、ハノイ市公安は Bac Ninh 市 Vo Cuong 所在の Nguyen Duc Binh を起訴した。Binh は日本の Kikkoman 社の商標である「Kikkoman」を模倣して 1.6 リットルの醤油 159 本を販売した。全ての製品は Lang Son 国境を越えて Bac Ninh に密輸され、ハノイおよび近隣省に出回った。



外国（主に中国）から標章が貼り付けられていない商品を密輸し、禁止されている安い化学物質を混ぜて有名メーカーの商標の包装でパッケージしたものが、特に農村地域、山岳地域の市場や個人商店で消費されている。市場管理局によれば、2014年第一四半期に市場管理局が大量の化学調味料を押収して模倣品だと鑑定した。

代表的な事件としては、ハイフォン市公安がパッケージされた模倣の化学調味料 1.4 トン、パッケージされていない模倣化学調味料 2.8 トン、有名メーカーの模倣包装 30kg、熱プレス 1 台と模倣化学調味料をパッケージするための道具等を押収したケースがある。この模倣化学調味料は Ajinomoto、Miwon、Vedan のような商標が付けられていた。

上述のように、模倣食品の市場への主な流通経路は伝統的な市場であるが、一部の高価な製品はインターネットで販売されている。

(ii) 模倣品の特性

- ・ モデル：外国製造された模倣品の完成モデルは正規品とほぼ同様である。国内で製造される模倣品は、大体が正規品のモデルとは異なるが、一部の模倣品製造所では正規品の包装が再利用されている（主に高級な外国のアルコール飲料）。
- ・ 価格：ほとんどの模倣品の値段は正規品価格の 50%～70%である。
- ・ 模倣品のほとんどは低品質で、効用がない商品もあるため消費者の健康に悪影響を与える恐れがある。品質は、特に食糧と食品で重要となる要素である。

(iii) 模倣品の主な消費者層

模倣された食糧および食品の主な消費者は農村地域の低収入で教育水準の低い住民や工業団地の従業員などである。Kikkoman のような一部の模倣食品は、都市部のホテルやレストランで使用されるため、子供の消費も認められている。

(iv) 製品の模倣程度

製品	低	中	高
食糧(米、トウモロコシ、芋…)	√		
外国製のアルコール		√	
ビール	√		
お菓子			√
味の素、調味料、魚醬		√	
牛乳		√	

IV.2.4. 衣類・靴の模倣

化粧品と同様に、庶民の美意識の高まりに応じて、衣類・靴等の模倣品が増加している。

(i) 模倣品の仕入れ先および市場への流通経路

- 輸入：衣類および靴は主に中国、タイ、香港、カンボジア、ラオスから国内へ輸入される。

①中国から：2013年、中国は米国によって、知的財産権侵害行為によって米国の企業・産業に損害を与えた「悪名高い市場リスト」(Notorious Markets List for 2013)の第1位にランクされた。衣類・靴・鞆・ベルト・時計の模倣品のほとんどは中国から鉄道(中国の凭祥およびベトナムのランソンを結ぶ中越国際鉄道)又は道路(クアンニン省のモンカイ出入国地点、ランソン省のヒューギー出入国地点、ラオカイ省のハーカウ出入国地点)を経てベトナムへ輸入される。上記の出入国地点による正規輸入のほか、中越陸路の国境1,400キロに点在する小額輸入ルートが数百箇所ある。これは密輸防止部門にとって、国境を横断する模倣品の検査・監査における大きな問題となっている。中越海運は中国、香港、台湾の模倣品の主な輸送ルートである。現在、ベトナム政府機関は、この課題を効率的に解決するため、国境住民に対する経済・社会政策を含めて、一貫的な取締方法を模索している。

【事例】

クアンニン省モンカイ出入国地点国境警備隊の駐屯所によると、2014年11月末の10日間だけで、中国との貨物運送を目的として出入国地点を通過した人数は、出入国合わせて一日約1万人に上った。特に、11月29日には出入国者数が2万人

を超えて新規記録となった。政府が公布した「国境を接する国との国境横断貿易活動」に関する決定第254/2006/QĐ-TTg号によれば、貨物価値が200万VND/人/日を超えない場合、国境住民は輸入税が免税される。密輸取引者はこれを利用し、国境住民を雇って貨物を堂々と国境横断して運送している。



モンカイ出入国地点を通る物資運送者(2014年11月現在)

②ラオスから：衣類・靴はラオスからディエンビエン省のタイチャン出入国地点、タインホア省のナムオ出入国地点、ゲアン省のナムカン出入国地点、ハティン省のカウチェオ出入国地点、クアンビン省のチャロー出入国地点、クアンチ省のラオバオ出入国地点、コントゥム省のボーイー出入国地点を通してベトナムへ運ばれる。

③カンボジアから：ベトナムとカンボジアとの出入国地点は9箇所あり、ザーライ省、ビンフォック省、タイニン省、ドンタップ省、アンザン省、キエンザン省などの西南地方に位置する。上記の省のうち、キエンザン省、アンザン省は衣類・靴の模倣品の不正輸入が多い地方である。

④アセアン各国から：アセアンが原産地の模倣品は主に海上ルートによってベトナムへ輸入される。タイからはカンボジアやラオス経由で陸路によって運ばれる場合が多い。



- 国内製造

国内で製造される模倣品は i) 小規模工場が製造して、有名ブランドのラベル・タグ付け、販売される場合、ii) 国内企業が有名ブランドの委託加工を受けて加工した後に海外へ輸出し、加工中に発生した輸出できない不良品を国内市場で販売する場合の2つのルートがある。このような製品は「ベトナム輸出加工品」または「Made in Vietnam」のブランドで流通されている。

2012年3月8日、ハノイ市公安局経済警察部は市場管理局第14チームと協力して捜査を行い、ハノイ市ホアンマイ区キムザン町ホアンダオタイン通りH1アパート103号室のスポーツウエア加工場がNike等有名ブランドの模倣品を製造しているところを現行犯で摘発した。押収した証拠物件は、Nikeタグの付けられた500着以上のスポーツウエアと、タグの付いていないTシャツやスポーツウエアがあった。そ

の他、権限機関は Nike・Adidas 商標のタグやミシン、ロックミシン、梱包機械等の機材も押収した。



NIKE の模倣品製造工場



衣類・靴の模倣品流通経路は多様で、代表的なものを以下に挙げる。

【事例】

精巧な模倣品（Fake 1 製品）：ブランドショップ、高級ショッピングセンターにおいて正規品と混在させ販売される。



【事例】

中レベル模倣品（Fake 2）路上小売店、スーパー、ショッピングセンター等で販売される。



【事例】

Fake 3 市場、特に農村部に販売される模倣品。

例：ハノイの場合は、ドンスアン市場、ニャーサン市場、ガートゥソー市場、フン コアンナイトマーケット、ジックボン大学生ナイトマーケット等の市場



【事例】

中国から不正輸入した模倣品は卸業者で保管され、各省・市へ運送・販売される。ハノイの場合、卸業者はザーラム郡、ニンヒエップコミューンに多い。



【事例】

2014年8月6日、ハノイ市場管理支局市場管理第14チームは、ニンヒエップコミューンの服飾材料販売店舗を模倣品を押収した。ニンヒエップ通りの Tuoi Hung 服飾販売店舗において、市場管理部隊は Burberry 6,000枚、Chanel 450枚、D&G 4,800枚のタグおよび、D&G タグの付いた物品 4,800個を押収した。同じくニンヒエップ通りの Thi Huong 服飾材料販売店舗において、Zara 8,800枚（紙）、Chanel 7,000枚（紙）、Bu を押収した。



(ii) 模倣品の特徴

- ・意匠：模倣品は正規品とはデザインが違うが、有名ブランドの模倣タグを使う。
- ・価格：各模倣品の品質によって価格が変わり、安いものも高いものもある。
- ・品質：庶民向けから富裕層向けまで、消費者により模倣品の品質も以下のように分けられる。

①Fake1：輸入製品の場合は、主に香港・台湾・シンガポールで製造された模倣品が正規品と混ざって販売されることが多い。国内製品の場合は、世界の有名ブランドの委託加工工場で生産したが不良品のため輸出できない製品で、「ベトナム輸出加工品」または「Made in Vietnam」のブランドで販売される。

②Fake2：輸入製品の場合は、主に中国で生産され、①よりは品質が落ちるがさほど悪くなく、消費者が模倣品と気付くことはほとんどないレベル。国内製品の場合は、小規模工場が中国の材料を使って、Viet Tien・May 10・DucGiang 等のベトナム有名ブランドの模倣品を製造する。その他、中国から輸入した製品

のタグを外し、「Made in Vietnam」の製品タグを付け替える場合も多い。模倣タグの場合「Made in Vietnam」の表示が非常に不鮮明で、印刷や刺繍がきちんとしていないため、洗濯により文字が落ちることがある。



(タグが付け替えられたシャツ)

③Fake3：中国からの輸入および国内生産によるもので、安い材料を使用し、品質が悪く、タグの質も悪くきちんと付けられていない。このような製品は庶民市場で安く販売されている。「市場製品」とも言う。



(押収された Adidas の模倣品)

(iii) 模倣品の主な消費者

衣類・靴の模倣品を購入する年齢層は 20 代から 50 代までと幅広い。中流階級は上述 (ii) の①と②の主な消費者となり、低所得者層は③をよく利用する。

(iv) 模倣されたブランド

最もよく模倣されている世界のブランドは Nike、Adidas、Louis Vuitton、Armani、Gucci、Puma、Versace、D&G、Kappa、Prada 等で、ベトナムのブランドは Hanosimex、Viet Tien、May 10、DucGiang、Nha Be、An Phuoc 等である。

IV. 2. 5. 二輪車、二輪部品の模倣

1990 年以前、ベトナム市場におけるオートバイは全て輸入品または輸入された部品から組み立てられたものであった。ほとんどは日本から輸入された新車または中古車であった。そのため、当時はオートバイやオートバイ用部品の模倣品はほとんどなかった。

1990 年以降、外国企業のベトナム進出ブームに伴って、大手メーカーがベトナムでのオートバイの製造・組立てを開始した。（例：VMEP（1992 年）、ホンダベトナム（1996 年）、ヤマハベトナム（1998 年））

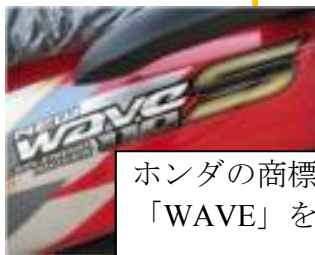
ホンダの Dream、Wave、Future やヤマハの Jupiter、Serious 等がベトナムにおいて意匠権等で保護、製造、販売が開始されると、上記オートバイの意匠を模倣したものが市場で見られるようになった。当時、権限機関が 1 年間で摘発したホンダの知的財産権侵害製品は全国で約 5,000 台に上った。1 ヶ月間で 1,000 台もの模倣オートバイを押収した時期もあった。

【模倣オートバイの組立てプロセス】



ベトナム政府のバイク登録制度や、各社の模倣品対策活動により、2012年以降、模倣オートバイは市場から減少している。しかし、約3,000万台が登録されているオートバイ用の交換部品の市場が大きく拡大していることから、現在も交換部品の模倣品は多く流通しており、消費者へ悪影響を及ぼしている。

以下は意匠権侵害行為に対する行政処分の写真である。



ホンダの商標
「WAVE」を使用



消費者が、これはCKD社
で組み立てたホンダのオー
トバイだと勘違いするよう
にCKDの商標の隣に
HONDAの文字を入れた。





150～500 台/日の模倣オートバイ組立てラインを有する Truong Ngoc 社への捜査



UMV 社のプラスチック部品金型の撲滅

(i) 模倣品の調達先および市場への流通経路

- 輸入：オートバイの模倣交換部品はほとんど輸入によるものである。
 - ・海上ルート：海運によって輸入又は不正輸入された模倣交換部品は主に中国製である。ほとんどの部品がベトナムで保護されている商標権を侵害している。
 - ・陸路ルート：陸路によるものが最もよく利用されるルートである。小額輸入で陸路によって運ばれる模倣部品のほとんどが中国製であり、一部タイ製も存在する。

模倣部品：

ラベル・タグなしの部品が中国からモンカイ、ランソン、ラオカイを経て入ってくる。その後、梱包、ラベル・タグ貼りが秘密工場において行われる。

模倣潤滑油：

模倣潤滑油は、中国からモンカイ、カンボジアからアンザン省・タイニン省、ラオスからクアンチ省・ディエンビエン省を経て入ってくる。

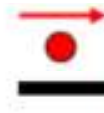
- ・空路ルート：摘発事例なし。

ベトナムに入ってくる模倣オートバイ部品の流れ

中国から（潤滑油、部品）



備考：



不正輸入ルート

汚れた潤滑油の買取ルート

- 国内生産：一部の模倣部品は国内生産で、工芸村で生産されたものもある。

(注) 工芸村：ベトナムの伝統工芸品を生産する地域。ハノイ郊外にある陶器のバッチャン村、シルクのバンフック村、籐・竹細工のフートウック村、木彫のドンザオ村、木工製品のドンキー村などが代表的な工芸村。なお、職業村ともいう。

模倣部品：

オートバイの模倣部品の流通経路は部品販売の代理店、オートバイ修理店（知的財産権者の正式代理店ではない）である。

模倣潤滑油：

オートバイ修理店から買取った汚れた潤滑油を精製する。多くの模倣潤滑油は汚れた使用済みの潤滑油を加工している。

【事例】

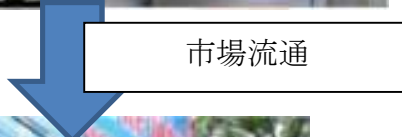
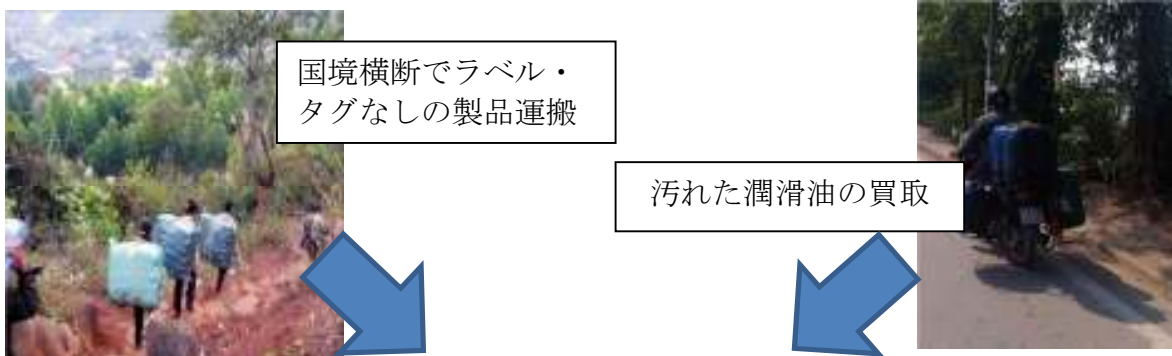
2014年01月19日に、ホーチミン市12区公安支局は模倣品製造行為を摘発するため、Nguyen Thai Ngoc氏（クアンチー出身）を一時拘束した。捜査した結果、Ngoc氏は2013年08月から模倣潤滑油の加工を開始した。ホーチミン市の加工場以外に、Ngoc氏はジアン市（ビンズオン省）にもう1箇所の模倣潤滑油加工場を持つ。その工場を捜査したところ、警察部隊はYamalube、Honda、Castrolの模倣潤滑油を約1,400本、プレス機械2台、電子計量機2台、潤滑油ポンプ2台、および模倣潤滑油加工用の設備を押収した。概算すると、押収した模倣潤滑油は約3億ドンになる。

【事例】

タインスアン町トーゴクバン通りの模倣潤滑油加工場において公安は潤滑油のドラム缶やポンプを発見した。ドラム缶に保管した潤滑油をポンプでタンクへ吸出し、各所から買取った不良潤滑油と混ぜる。加工された潤滑油は梱包作業へと進み、有名ブランドの容器（0.8リットル）に注入される。面積32㎡の部屋を捜査したところ、YamahaとHondaの商標を付けた段ボール箱に詰められた潤滑油製品5,000本、上記ブランドの容器4,338個、ラベル103kg、段ボール箱760kgを発見した。



模倣潤滑油、オートバイの模倣部品の製造・梱包プロセス



商標権侵害の模倣オートバイ部品

ホンダの部品



模倣部品



(ii) 模倣品の特徴

- ・ 意匠：模倣品のデザインは正規品のコピーである。模倣品と正規品を区別する知識のない消費者は模倣品か正規品かの識別はできない。判断の目安は、主に商標の使用方法や各メーカーの梱包の仕方にある。
- ・ 価格：部品卸店舗では模倣品を「ハンゴアイ (hang ngoai)」とも言い、正規品より相当に安価である。しかし、オートバイ修理店において、消費者は模倣部品を正規品と同じ値段で買わされてしまうことが多い。
- ・ 品質：ほとんどの模倣品は品質が悪く、走行中に火災を起こす一因にもなっている。



(すぐ折れる)

(iii) 模倣品の主な消費者

模倣オートバイの場合は、地方在住の認識の低い客が正規品と同様の値段で模倣品を買わされる詐欺まがいのケースが多い。詐欺の手口はナンバープレート付きオートバイを販売することである。すなわち、消費者は、販売者が登録したオートバイと登録に関する書類を貰ってお金を支払う。

模倣部品の場合は、正規品と模倣品の区別ができる人がほとんどいないため、全ての地方・階層の人々が対象となる。

よく模倣される部品

順位	部品名
1	ブレーキシューズ
2	潤滑油
3	ブレーキパッド
4	エアクリーナ
5	チェーンスプロケット
6	ブレーキケーブル
7	速度計ケーブル
8	テールライトカバー
9	ヘッドライトカバー
10	速度計
11	オイルフィルター
12	バッテリー
13	マフラー
14	ボールベアリング
15	オイルシール

IV.3. 模倣品生産・流通・消費の現状

模倣品の製造・販売には、模倣品製造・輸送・市場への流通・消費者へ供給する経路への流通等、多くの段階を経るだけでなく、複数の関係者も絡む。各段階の犯罪において、特定の策略・方法が用いられる。

IV.3.1. 模倣品の製造・組立て

模倣品の製造・組立ては準備から製品完成まで以下のステップを経過する。

(i) 市場調査：

模倣される製品は、売れ行きの良いもの、利益が大きいものが選ばれる。従って、製造する前に、関係者は、消費者の好み・正規品・模倣品・最も消費が活発な市場に関して調査を行う。また、彼らは模倣品製作用の原材料・梱包やラベル貼り用の機械と道具の調達先、運送方法、消費するための様々なマーケットへの流通、地方または流通市場における権限機関の検査・監査ルール等も調査する。

(ii) 製造に関わる人の構成：

多くの模倣品製造事件において、関係者は家族・親戚または親しい間柄の人たちで構成されている。最近、ビンフク省公安局経済犯罪防止捜査警察部隊は、Nguyen Van Dung 氏の工場（ビンフック省ラップタク郡タイホア県）へ搬入された化学調味料の模倣品 1,289kg、模倣洗剤 500kg、各種の模倣包装カバーを発見した。模倣品製造者の手口は、中国から原材料や包装カバー等を買ってベトナムへ搬送し、家族・親戚などに梱包させて、Ajinomoto・Miwon などの化学調味料や OMO などの洗剤の有名ブランドの模倣品を製造した。関係者はビントゥオン郡だけでなく、人口の少ない場所の多くで生産し、正規品・模倣品の識別や情報を認識していない遠方の住民に販売するため、発見され難い。また、住民が模倣品を発見した場合でも権限機関への処理を要請することはない。

(iii) 製造場所の選定

－ 工芸村・工業団地などの製造場所の選定：原材料・技術の調達がしやすく、不正を隠ぺいしやすい工芸村・工業団地を選定する。通常、長年に渡って生産している

工場・企業の周辺でその工場へ供給する部品・パーツを生産し、工場の不良品・スクラップを売買する業者が集まってくる。模倣品製造者は、工場の不良品・スクラップをリサイクルしながら模倣品を製造し、正規品と混在させて販売する。

- 秘密工場を作る場所の選定：関係者が会社を設立して、会社を高い壁で囲んで社内の活動を隠したり、または賃貸場所の特徴を活かして模倣品を製造する。2013年、ドンナイ省から流通してきた模倣 Honda 潤滑油の製造場所を捜査した結果、製造者は軍用地を賃貸して模倣品を製造していたことを権限機関が把握した。この事件をきっかけに、権限機関は土地を貸している機関に対して、賃貸者の使用目的を詳しく追求し、報告することを要請した。

- 居住場所を製造場所として選定：このような手口は権限機関の捜査対象となっている。行政違反処分法によると、証拠物件の隠ぺい場所を捜査するには郡レベルの人民委員会の委員長の設定が必要である。しかし、組織の所在地を捜査するためには、法律で定められた規定を厳格に遵守しなければならないため、この決定書は安易には発行されない。

- 製造工程を複数の場所に分散：模倣品製造者は、活動場所が発見されないように、複数の場所を使って製造・組立て・保管を行う。各場所は一つの工程のみを実行し、製品保管場所は安全かつ発見されにくい場所を選定する。権限機関の捜査から逃れるため、秘密の倉庫を利用したり他人の倉庫に模倣品を隠す場合もある。

- 登録した住所と違う場所の選定：模倣品製造者の多くは、権限機関の摘発を逃れるために登録情報とは違う場所で製造している。登録した住所や包装カバーに記載された住所は全て虚偽情報である。

(iv) 模倣品製造用原材料・機械設備の準備

模倣品製造者は以下の調達先から模倣品製造用原材料・機械設備を購入する。

- 一般市場

最大の利益を求めするため、模倣品製造者は一般化学物質・原材料や使用済みの容器・包装カバー等市場で簡単に調達できる安い原材料を購入する。調達しやすく、製造活動の隠ぺいが容易なため、この調達先がよく使われる。使用済みの容器・包装カバーはほとんどリサイクル材料の個人業者から調達する。海外（ほとんどは中

国) から模倣包装カバーを不正輸入して調達する場合もある。道具・設備の場合は、小さな工場から調達する。中国から模倣品製造用の簡素なラインを購入する場合も見受けられる。

- 正規品と同品質の製造工場

一般市場で調達できない原材料・ラベルや包装カバー製造用の機械設備が必要となる模倣品の場合、製造者はその原材料・ラベル・道具を生産する国営・民間工場の職員を買収して調達する。

- 自己生産

市場が開放されている現在では、模倣品製造者は近代的な技術や機械設備を導入し、模倣品ラベル・タグ・包装カバーを自己生産することができる。

(v) 模倣品の生産

機械設備・原材料・包装カバー・ラベル等を準備した後に製造者は多くの手口を使って模倣品を製造する。模倣品製造によく使われる手口を以下に説明する。

- 正規品の構成原材料と違った原材料を使用する。

例：さとうきびからの模倣はちみつ、米粉からの模倣丸薬、砂糖と工業色素・安い化学香料からのソフトドリンク。

- 正規品の成分・構造を他の安い材料・添加剤・部品と置き換えて、正規品より品質を落として市場へ流す。

例：本体を中国製に替えて品質を落とした Rang Dong 魔法瓶。

- 模倣品・低品質製品に正規品に使われるラベル・タグを付ける。包装カバーを二重にして、外側の包装カバーに自己工場名、内側の包装カバーに有名ブランドを記載する場合もあり、販売する際に外側の包装カバーを破って消費者を欺いて販売する手口や、有名ブランドメーカーの支店として名乗り、製造した模倣品に正規品に使われるラベル・タグを貼ることもある。

- 海外（ほとんどは中国）に模倣品の製造を委託しベトナムで梱包する。この手口は最近増加している。

(vi) 生産・組立ての規模：

製造工場は規模が小さい。しかし、各工場が協力し合って製造するため大量注文にも対応できる。

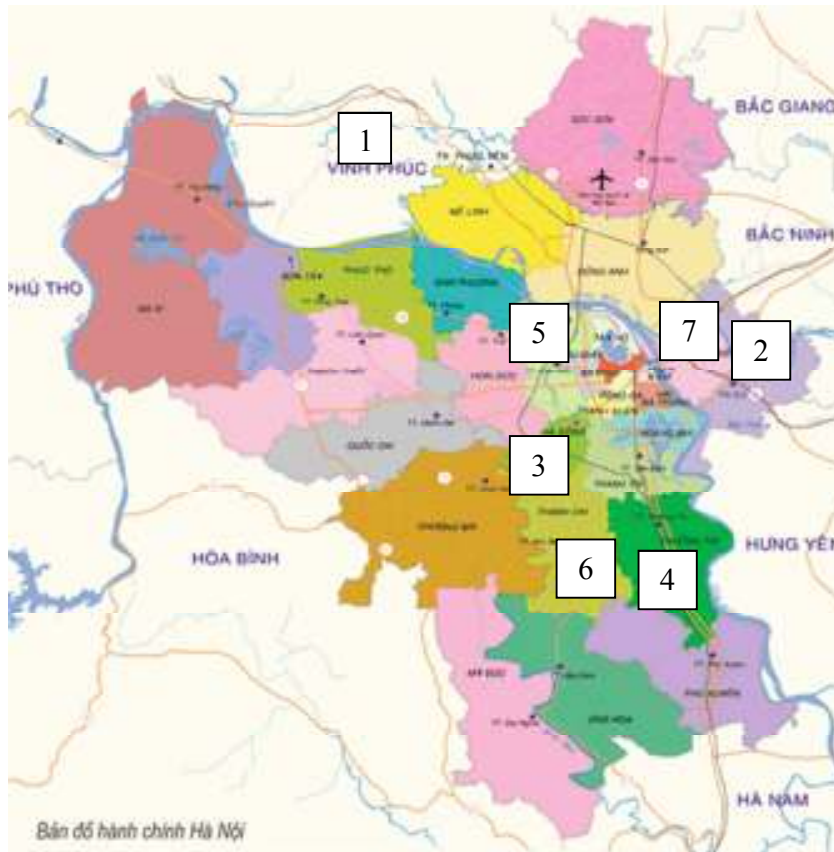
(vii) 製造状況：

工芸村では模倣品製造がよく行われる。以下の理由から模倣品製造の摘発が難しい。

- ・ 工芸村の生産・組立ては兄弟・親戚・家族からなる世帯がほとんどであるため、検査・監査が行われる際に、お互い協力し合って侵害製品の隠匿、権限機関への抵抗を行う。
- ・ 模倣品は日々精巧になっており、消費者および権限機関にとって正規品と模倣品との区別が難しくなっており、知的財産権侵害模倣品防止のための予算が制約されている。
- ・ 一部の地方では、工芸村が地方労働者の雇用を生み出しており、工芸村の発展を暗黙のうちに認め、権限機関は模倣品の摘発に躊躇している。

(viii) 北部の模倣品生産・組立て場所：

北部には伝統工芸品を地域で生産する工芸村が多く存在しているが、ハノイだけでも約 323 村あり、その中には模倣品製造村も少なくない。以下は模倣品製造村として有名な工芸村である。



1. ビンフック省ビントゥオン郡トゥタン
 コミューンは一般から精巧なものまで揃い、
 「模倣品の天国」とも言われる。模倣品製
 造手口のほとんどは模倣・低品質製品を中
 国から輸入し、梱包・正規品のラベルを貼
 って、山岳地方へ流通させている。



2. ハノイ市ザーラム郡ディンスエン工芸
 村はマッチ、調味料、洗剤、食器洗剤、う
 まみ調味料、シャンプー、ケーキ等の模倣
 品を製造する拠点である。ハノイ市ザー
 ラム郡ズオンハー工芸村もうまみ調味料・調
 味料・洗剤の模倣品を製造する村である。



3. ハノイ市ホアイドク郡ズオンリュウ工芸村、ラーフー工芸村は菓子、食料品の模倣品を製造している。



4. ハノイ市トゥオンティン郡チャイカウ工芸村は Everon、Song Hong、Myhome 等の布団、ベッドカバー、枕、敷布団の模倣品製造で有名である。



5. ハノイ市トゥリエム郡コーニュエ工芸村は衣類、毛織物の模倣品を製造している。



6. ハノイ市タインオアイ郡チョオン村は以前、菅傘の生産で有名であったが、現在、模倣うまみ調味料・洗剤の製造で有名である。

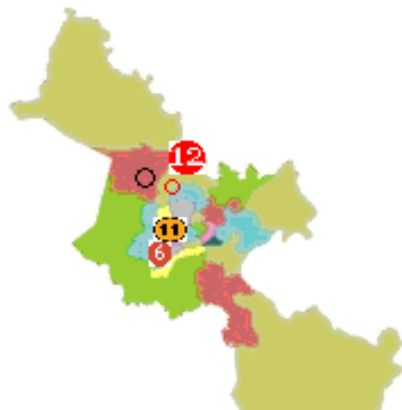


7. ハノイ市ザーラム郡ニンヒエップ市場は中国から輸入された生地・衣装の卸市場である。多くの模倣衣装もここでラベルが貼られる。

8. タイビン省ドンフン郡ドンカク県リクドン村は近年、北部で一番大きな模倣メガネ製造センターとして有名である。あらゆるメガネがここで製造され、北部の地方に安価で販売される。



上述した場所以外にも、バクニン省、バクザン省、ハイズオン省の工芸村・卸センターも北部全体へ流通する模倣品の供給源となっている。



ホーチミン市周辺地図

また、南部（ホーチミン市周辺）は北部のような工芸村がなく、模倣品生産拠点は6区、11区、12区、タンフー区、タンビン区、ホクモン郡などホーチミン市の郊外の住宅街に集中している。

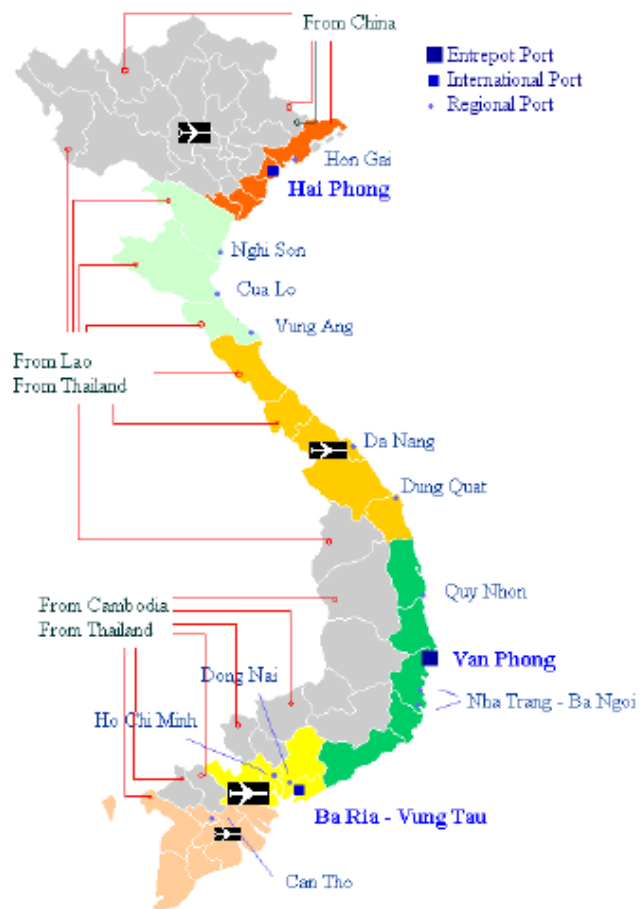
IV.3.2. 模倣品の流通

(i) ベトナムへの流通ルート：

- 陸路の流通ルート：

- ①中国から：中国の凭祥（ピンシャン）とベトナムのランソンを結ぶ中越国際鉄道、クアンニン省のモンカイ出入国地点・ランソン省のヒューギー出入国地点・ラオカイ省のハーカウ出入国地点・ハーザン省のタイントゥイ出入国地点・カウバン省のタールン出入国地点を通る陸路がある。上記の出入国地点による正規輸入のほか、中越陸路の国境 1,400 キロ沿いに設けられた小額輸入ルートが数百箇所点在している。
- ②ラオスから：ディエンビエン省のタイチャン出入国地点、ソンラー省のロンサップ・パーハン出入国地点、タインホア省のナメオ出入国地点、ゲアン省のナムカン出入国地点、ハティン省のカウチェオ出入国地点、クアンビン省のチャロー出入国地点、クアンチ省のラオバオ出入国地点、コントゥム省ボーイー出入国地点を通る陸路がある。
- ③カンボジアから：ザーライ省、ビンフォック省、タイニン省、ドンタップ省、アンザン省、キエンザン省等ベトナムとカンボジアとの出入国地点は 9 箇所ある。

- 海上ルート：ホンガイ、ハイフォン、ジェムディエン、ギーソン、クアロア、ブンアン、ダナン、ズンクアット、クイニョン、バンフォン、ニャチャン、バゴイ、バリアブントウ、ホーチミン、カントー。
- 空路ルート：ハノイのノイバイ国際空港、ホーチミン市のタンソンニャット国際空港、ダナン国際空港、フエのフーバイ空港、カントー空港。
「手荷物」として密輸された模倣品が市場に流される主なルートである。



(ii) 国内での流通ルート：

運送する交通ルートがある程度決まっており、多くの権限機関の検査・監視があり、発見される可能性が高いことから、多くの模倣品関係者は疑われないように梱包・擬装に様々な手口を使う。

模倣品流通に使われる手口は以下の通り。

- ・ 模倣品を正規品の貨物との混載により運送したり、運送業者を雇うなどして、権限機関の摘発から逃れる。
- ・ 模倣品にラベルを貼らず納品先で貼る。最近、この手口が増え、特に国境から国内へ貨物が搬入されるルートでよく見られる。ラベルのない貨物を 1 台の車両が、ラベルを別の車両 1 台で運送する。運送中に検査を受ける場合、ラベルが貼られないため加工品または半製品として申告することができる。また、関

係者は貨物を小分けにして運送する。小額貨物の運送なので、発見されても逃走が容易であり、証拠物を簡単に散逸させることができる。摘発されても貨物が小額のため刑事起訴には至らない。

- 国内の商業活動における政府の緩和政策を悪用して模倣品を運送する。例えば、国内貨物流通を促進し、企業の生産・販売活動を支援するため、2005年10月10日の第127中央指導委員会は、各省・中央直轄都市の人民委員会の傘下機関が許可なく運送中の車両、特にオートバイを止めて貨物を検査しないように指導する文書第4880/BCD-TW号を公布した。模倣品運送者はこの規定を悪用し、模倣品運送に当たってはトラックのカバーを開いて運送する。この文書が発行された後、権限機関は、長期間見張りを続け、模倣されたオートバイを確実に積載している車両のみ止めて検査を実施している。

国内流通ルート



備考



集積地点

主な流通ルート

第 127 中央指導委員会

ベトナム社会主義共和国

独立－自由－幸福

第 4880/BCDTW 号

オートバイ運送中の車両検査・処理について

ハノイ 2005 年 10 月 10 日

宛先：省・中央直轄都市の第 127 指導委員会

政府首相の指導および第 127 中央指導委員会の公布した 2004 年 12 月 10 日付け第 6234/BCDTW 号、2005 年 1 月 26 日付け第 0426/BCDTW 号、2005 年 7 月 6 日付け第 3227/BCDTW 号による指導を実行し、各省庁・地方は Honda 社、Yamaha 社の知的財産権を侵害するオートバイの生産・販売行為を防止する検査を積極的に行ってきた。しかし、社会の意見として、検査活動に重点がなくあちこちでなされ、オートバイの製造・組立て・販売企業へ迷惑を掛け、検査部隊による不正が発生したり地方の検査部隊が運送中のオートバイの検査のみで、生産・組立てまたは倉庫・販売の場所における検査がなく、消費者を欺く模倣オートバイの生産者・販売者の核心に迫る検査が行われていないことが分かった。

現状の改善策として、第 127 中央指導委員会は、各省・中央直轄都市の第 127 指導委員会が権限機関に対し、オートバイ運送中の車両を止めて検査を行わない、特に勝手に貨物を降ろして押収し、貨物主や車両主へ迷惑・損害を与えないことを指導するよう要請する。産業財産権を侵害するオートバイの検査・処理は生産・組立て・販売の場所のみにおいて行われる。流通条件を満たさないオートバイの生産・完成品・販売また組み立て中や低品質、規定のラベル等が貼られていない、保護されている産業財産権を侵害しているオートバイの販売店を発見した場合は、ケースに応じて具体的に現行規定を適用し、処理する。



検査を逃れるため、自主的にトラックのカバーを開けるオートバイ運送車両



検査で押収されたオートバイ

IV. 3. 3. 模倣品の消費

IV. 3. 3. 1. 模倣品の販売市場の特徴

模倣品の存在と出現は消費の動向と密接な関係がある。多種多様な正規品のうち、ニーズと消費力が高く、著名なものであればその模倣品は数多く流通している。特徴は以下の通り。

- 模倣品は消費者が知っている信頼のブランドを中心に模倣される。例えば Chivas、Johnie Walker、Mccallan、Ballentine、Hessessy などの有名ブランドや一般に広く消費されるタバコの Vinataba などは代表的である。Ampicilin、Amoxinlin のような抗生物質、マラリア治療薬、緊急避妊ピル、勃起障害の治療薬 (Viagra) などの西洋医薬は、市場で簡単に購入できる薬品である。洗剤、歯磨き、食器用洗剤などの一般家庭用品においては Omo、Comfort、Sunlight、Sunsilk、Clear、Close Up 等 Unilever の商標が模倣されたものが多く流通している。
- 模倣品は正規品の消費ニーズに同調して時限的に出現する。食糧、食品といった必須商品は祝日、旧正月に多く消費される傾向がある。同じようにビール類、飲料各種は夏に多く出現する。市場に模倣品が多く出回る時期は正規品が不足している時期であり、消費者のニーズに応えられない商品が市場の「抜け穴」を作り出し、全ての模倣品製造者にその機会を与えることとなる。しかし、正規の事業

者がその抜け穴を短期間で埋めることは難しく、不正事業者にとって市場へ模倣品を送り込む機会となる。近年、肥料、セメント、鉄鋼、医薬品等の需要が高まる時期はこれらの商品の模倣品が出回る傾向がある。

- 地域の違いにより出現する模倣品が変化する

一般的に、都会などの住民が多い地域では日用品のニーズが高く、多品種であれば模倣品も多様になり、ほとんどの商品の模倣品が出回っている。農村地域においては主に洗剤、歯磨き、化学調味料等日常生活の必需品および農業生産活動用の肥料、殺虫剤の模倣品が出回る。

IV. 3. 3. 2. 商品の流通経路

(i) 伝統的な流通経路

模倣品において、販売者は権限機関の疑義や摘発を避けるため、通常の経営活動を営んでいるが、違法商品は販売店と違うところに預けたり違法商品と正規品を混在させて保管している。また、最終製品になるまでに複数カ所の工場に分散して製造されたものを組み立てるケースもある。また、注文を受けた時点で違反標章を貼り付けて販売する場合もある。通常、模倣品は正規品より安い価格で店頭販売されるが、模倣品と正規品を混ぜて販売するケースもあり、消費者に対し損失を与えるものとなっている。

一例として、2013年11月2日の Bui Thi Kim Loan が YAMAHA のマイクロフォンの商標を模倣した事件がある。Kim Loan 店のオーナー Loan は Hanoi, Hai Ba Trung 区、Thinh Yen 通りで電子製品を販売していた。逮捕後の権限機関においての Loan の自供によると、店頭において、数量の正規品を展示している。顧客が買いに来た際には別に保管されている模倣品を YAMAHA 商標の正規品と混在させて販売したという。商品を顧客の指定場所に搬送するとき、権限機関の監視と押収から逃れるために商品を一度に搬送しないで数回に分けて搬送した。

(ii) インターネット経由の流通経路

現在、拡大している模倣品の新しい経営方法の一つで、特に大都市部で盛んに行われているのがインターネット販売である。外部に明らかにならない環境で経営できるため実在しない氏名、住所を使うことができ、監視の障害となっている。

(iii) 正規品の流通経路に模倣品を混在させる方法

摘発を逃れるために、模倣販売者は販売場所を随時変え、搬送する時に模倣品と正規品を混在させ、又は代理店の従業員と連携して流通網に模倣品と正規品を混ぜる。例：Hanoi 市 Thanh Tri 郡 Tam Hiep 村にある Song Hong 有限会社は NUTRIWAY ベトナム社の商標権を侵害する違法物品を製造した。捜索を行った結果、違反標章 200 個、違反包装 5,000 個を発見押収した。模倣品製造者は処罰を受け、模倣された証書・包装が全て廃棄された。

特にこの手口は医療分野でよく見られ、近年、模倣医薬品と知財権侵害の標章を付けた医薬品の販売が巧妙さを増している。自由市場、僻地山岳地方での販売はもとより、違法商品はあらゆる手段を使って中央病院、軍隊病院などの都市部の大病院に模倣医薬品を納入している。このような場合、医薬品メーカーが無意識のうちに加担、幫助している場合がある。

IV.3.3.3. 各都市の模倣品の販売市場の現況

ハノイ市：

ハノイは全国の模倣品の中心地の一つである。模倣品の製造販売業者は外国（主に中国）から模倣された完成品を輸入する又は半製品を輸入して組み立てるなどで仕入れた商品に模倣ラベルを貼り付けて市場に出す。模倣品はハノイ近郊に集積し、小分けにしてハノイおよび地方へ搬送して販売する。

ハノイ市内の有名な場所は Hoan Kiem 区、Dong Xuan 市場（日用品全般）、Hai Ba Trung 区、Phung Khac Khoan 市場（布、衣服）、Hoan Kiem 区、Hai Ba Trung 通り（電子電気製品）、Hoan Kiem 区、Phung Hung 通り（土木電気製品設備）、Hang



Chao 通り（機械・工具）。郊外では Ninh Hiep 市場 (Gia Lam)、La Phu、Minh Khai、Duong Lieu (Hoai Duc)、Phung Khoang (Thanh Xuan)、Dich Vong (Cau Giay) で全ての日用品、電気製品が揃っている。模倣品の小売市場は低所得者を対象としているが、卸売りも行って全国の省市に流通されている。



ホーチミン市：

ホーチミン市はベトナム最大の経済地域で、GDP の 30%、工業総生産額の 30%、全国の小売とサービスの 25%を占めている。全国一の生産消費市場である。



卸売り、小売ともに模倣品販売地域は至るところにあるが主に Cach Mang Thang Tam 通り、Cong Hoa、Truong Chinh (Tan Binh

区)、Truong Vinh Ky、Go Dau、Tan Son Nhi、Doc Lap (Tan Phu)、Quang Trung、Nguyen Oanh (Go Vap 区)、Kim Bien 市場、An Đông 市場 (第 5 区)、Tan Binh、Pham Van Hai (Tan Binh 区)、Ba Chieu 市場 (Binh Thanh 区)に集中し、これらの場所において有名ブランドの商標を模倣する化粧品、衣類、履物、鞆、個人用品が公に販売されている。

カントー：

カントーはフランス植民地時代からの西南部の中核都市であり、現在もメコンデルタ経済の中心地である。農業製品の取り扱いが多いことでも有名である。そのため、知的財産権侵害物品は主に家畜飼料、植物



保護製品、肥料などで、Thot Not、O Mon、Thoi Lai 市場など郊外にある農業製品市場で販売されている。

市内では、Hermes、Gucci、Channel、Louis Vuitton などの有名ブランドの衣服、履物、日用品の模倣品が Mau Than 通り、Tay Do ナイトマーケット、Ninh Kieu 埠頭ナイトマーケット、Sense City ショッピングセンターなどで販売されている。

トゥアティエンフエ：

トゥアティエンフエは中部の重点経済区の中心地であり、重要な南北（陸路、鉄道）と東西経済回路の交通軸に位置し、Chan May 港とラオスの南、カンボジアの東北、タイの東北とメコンデルタに繋がり、南シナ海に通じるゲートの一つである。

模倣品販売市場は主に低所得者層を対象に提供し、近隣各省向けの中継地点として市場が主要な役割を担っている。Dong Ba 市場（フエ市最大の市場、1 日の観光客と販売者と購入者の合計数は 5,000~7,000 人）、An Cuu 市場、Hung Vuong 通り、Ben Nghe 通り、Tran Hung Dao 通り、Mai Thuc Loan 通り。



ダナン：

鉄道、海路（Tien Sa 港）陸路（国道 1A、1B 号）、国際航路（ダナン国際空港）における中部の交通の要であり中継地点である。中部と中部高原地区の経済・貿易の中心でもあり、中部高原、ラオス、カンボジア、タイ、ミャンマーとの貿易の重要な玄関口であり、アセアン各国を結ぶ東西経済回廊（EWEC）の



始点・終点でもある。

模倣品の卸売りと小売は市内の市場で行われている。Con 市場、Han 市場、ダナンスーパーマーケット市場（Thanh Khe 区）、Hoa Khanh 市場（Lien Chieu 区）、Hoa Cuong 市場、Bac My An 市場（Ngu Hanh Son 区）、その他 Hung Vuong、Ngo Gia Tu、Trieu Nu Vuong 通りにもある。



ハイフォン：

ハイフォンはホーチミン、ハノイに次ぐベトナム第3の都市である。ハイフォンは港湾都市であるため、国内外の模倣品の製造経営者にとって有利な条件が揃っている。



模倣品の販売場所は品物の種類によって異なっている。文房具、計算機の模倣品は Sat 市場、Tam Bac 市場など市内の市場と Phan Boi Chau、Hoang Van Thu 通りで多く販売されている。



機械の模倣品は Pham Hong Thai 通りで販売され、化粧品は駅前市場・Luong Khanh Thien 通りで販売されている。縫製品、ファッション品は Nguyen Duc Canh、Quang Trung 通りに集中して販売されている。

IV.3.3.4. 模倣品の浸透度

調査会社が実施した各種市場調査によって、部分的ではあるがハノイとホーチミン市のような大都市部における模倣品の消費についての浸透具合について把握することができる。

Nielssen 社はベトナムの模倣品に対する認識と利用について無作為にハノイとホーチミンの一定規模の小売店において 200 人の消費者を対象にアンケートを実施した。その結果によれば、模倣品はハノイの小売店の売上の約 45%、ホーチミンの小売店の売上の 35%を占められていることが分かった。また、南部の模倣品の 65%は国内製造者の供給であった。

この調査結果によると、ホーチミン市の模倣品で一番大きなシェアを占めるのが縫製品で、ハノイでは機械・電気製品と医薬品の模倣品が多かった。ホーチミンの有名ブランドの模倣品購入率は 27%だったのに対し、ハノイでは模倣医薬品が 47%、模倣電子製品も 37%と多く購入されている。

この調査結果からは、模倣品はベトナムの各業界に大きく影響していることが認められる。また、縫製・ファッション・履物の模倣品購入率は 22%、アルコール・飲料が 12%となっており、その次に多いのが電子機器、化粧品・医薬品となっている。さらに、購入者の 72%は 25-34 歳の女性であり、模倣品の消費動向に影響していることも明らかである。

なお、当該調査は小売店の経営者に対しても実施されており、小売店の模倣品の販売率はハノイ 45%、ホーチミン 35%という結果であった。

消費者の購入思考と模倣品に対する認識について、消費者が模倣品を購入してしまう理由としては、商品が綺麗で、正規品との違いが判別し難いこと、また、それ以上に価格が安いことがあげられる。統計上の数値から見れば、製品のデザインを気に入って購入する人は 71%で、価格はそれ以上の魅力があり 81%に達する。経済専門家は、模倣品の購入ニーズは経済の低迷に反比例して増加する傾向があると推測している。

IV.3.3.5. 正規品、模倣品の比較

正規品の製造者からの消費者に対する「正規品と模倣品との見分け方」については、以下の要素があげられる。

- (i) 正規品の表示、標章（ロゴマーク）と購入予定品の標章を感覚的に比較する。

正規品標章（ロゴマーク）

権利侵害物品の標章（ロゴマーク）



偽造品・模倣品によく見られる特徴は以下のとおり

- 低品質
- 表示標章がアンバランスである
- 標章に誤りがある。または標章がない
- 包装が雑。または包装がない
- 合法的な領収書がない

（ii）製造者だけが認識しているセキュリティ的な区別要素は、多くの理由により公表することは困難である。消費者が自身の感覚で見分けられない場合は、正規品の製造者又は正規の代理店に連絡し確認をする必要がある。多くの製造者は製品コードをつけた模倣品防止ラベルを貼っており、製品を購入する際には顧客はこのコードを製造者に通知すれば正規品であるかどうか確認することができる。

IV.3.4. ベトナム市場で拡大する日本製品の模倣品

昔から日本の製品は品質、耐久性、機能およびデザインが高く評価されており、ベトナム市場において大変人気がある。そのため、日本の多くの製品が模倣されている。それらは主に中国で製造されており、以下が典型的な製品である。

電動工具

Hitachi Koki



オートバイとオートバイの部品

Honda



電動工具

Makita



車の部品、オイルフィルター

Nissan Motor



ベアリング

NSK



プリンターインク

Canon



醤油

KIKKOMAN



ボトル入りのお茶

KIRIN



遮断器

Mitsubishi Electric



時計、計算機

CASIO



DVDリーダー

Sanyo Electric



化粧品

SHISEIDO



ヘッドフォン

Sony



カメラ

Olympus



ファスナー

YKK



合成肥料

Sumitomo



婦人下着

Wacoal



衛生設備・シャワー

TOTO



電気ポット

Panasonic



文房具・ペン

Zebra

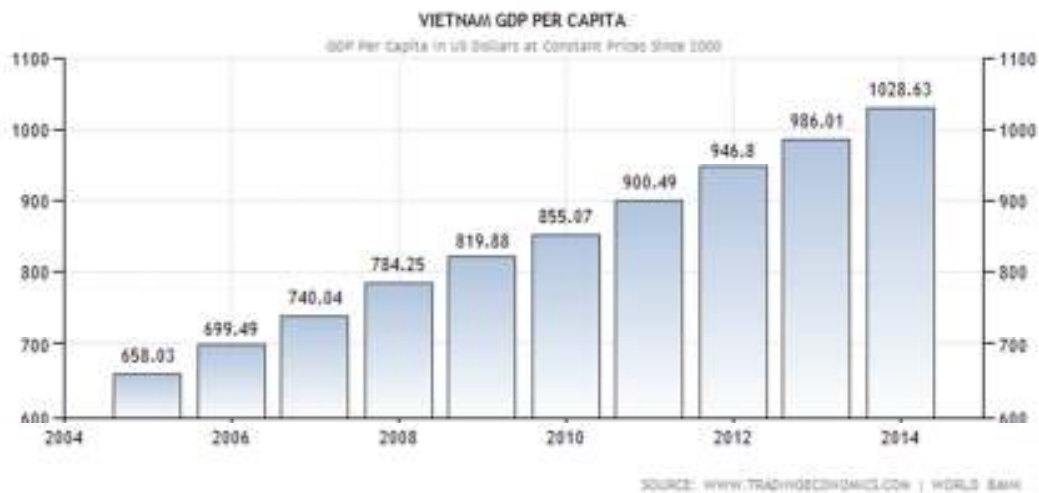


V. 模倣品の蔓延による影響

V.1. ベトナム人の購買力と消費動向

V.1.1. 購買力

2008年のリーマンショックによる経済への影響がまだ残っているものの、東南アジア諸国の経済成長もあり、ベトナムの各家庭の消費生活水準は拡大している。以下の図表は最近10年間のベトナム人の一人当たりのGDPの推移であり、2014年は1,028USDに達している¹。



ベトナム統計総局 (General Statistics Office of Vietnam - GSO) の2012年のベトナム人の生活水準調査結果では、2012年のベトナム人の一人当たりのGDPは

¹ www.tradingeconomics.com ; World Bank

1,142USD となっており、都市部では1,708USD であり、農村地域の902USD にくらべ1.89 倍と高い数値となっている。

全国の一人当たりの年間の総支出額は858USD、都市部は1,234USD で、農村地域の700USD に比べ1.76 倍高い数値である。

所得別の平均支出額には大きな差があり、人口全体の20%を占める高所得層の月次平均支出は3,155USD、20%を占める低所得層の月次平均支出558USD の5.6 倍となっている。

現在のベトナムの平均的な家庭（4 人家族（夫婦2 人、子ども2 人））における平均支出額は、都市部で1 家庭あたり4,936USD で、農村地域は2,800USD となっている。そのうち、食費は53 %で、その他の費用は47%となっている。²

V.1.2. 消費動向

この10 年間、生活の向上とともにベトナム消費者はブランド商品に関心を持つようになり、日本、イギリス、米国、ヨーロッパなど先進各国で生産される高品質、信頼できる商品のニーズが消費文化の動向として高まっている。個人用の携帯電話、化粧品、ファッション製品は低所得者も含めてますます普及していく。しかし、市場調査結果によれば、経済の低迷により（今後のベトナム経済について回答者の48%は現状維持、36%は悪くなると回答した）、消費者はスーパーマーケット、大型店舗等近代的な場所での買物を控え、より安い価格で販売するところで買物する³ 又は正規品の代わりに製造元が不明だが品質は「まあまあ」の商品を使うといった傾向がある。

20-29 歳の女性は食品と日用必需品の主要な消費者である（約80%）。20~29 歳の男性は長期的に使用する製品と技術的な製品の主な消費者である（約95%）。回答者の50%は信頼のあるメーカーに支払い、44%は機能の優越性に支払うと回答。55%は個人的な趣味で製品を選び、49%は購入する前に情報を検索している。

日用必需品を購入するところとしては市場と雑貨店である（一般身体ケア製品、衛

² 統計総局、2012 年ベトナム住民の生活レベル調査結果
<http://www.gso.gov.vn/default.aspx?tabid=512&idmid=5&ItemID=14843>

³ 2012 年消費動向、<http://www.dunghangviet.vn/hv/thi-truong/mua-sam/2011/12/xu-huong-tieu-dung-nam-2012.html>

生製品を含む)。スーパーマーケットも重要な選択肢である。

20代の若い消費者層は、洋品店・化粧品店、スーパーマーケットなどで衣服と美容ケア製品を購入しているが、全体の15%は市場で、11%はショッピングセンターで購入している。また、長期的に使用する製品（家電製品：テレビ、洗濯機、冷蔵庫）を購入する際は、価格、耐久性、省エネ、保証、デザインの順で決断しているが、技術製品（携帯電話、パソコン等）に対しては耐久性、ブランド力、保証制度、デザインを重視し、価格は重要な要素とはなっていない。

また、技術製品については、専門家のアドバイスも重要な役割を果たしており、回答者の80%は買い物する前にいつも専門家のアドバイスを聞くと回答し、59%は専門家が製品の品質が悪いと評価すれば、その製品の使用を止めるあるいは製品を購入しないと回答であった。専門家の製品に対する評価は、製品のイメージ作りや製品の広告と購買意欲向上に効果的である。さらに、ベトナム消費者は購入する前に標章、包装で製品の情報を理解する傾向がある。

アジア・太平洋11カ国：オーストラリア、中国、インド、インドネシア、日本、韓国、台湾、シンガポール、マレーシア、ベトナムを含む28カ国でGfK(Growth from Knowledge)市場調査会社が実施した調査によると、15歳以上の消費者4万人以上（1カ国平均1,500人）に対する考え方、行動と消費価値に関する2013年11月22日の調査結果によれば、調査に参加したベトナム消費者の半分以上（55%）が標章に関心が高く、世界平均の12%を超えている。5分の3以上（62%）は購入する前に製品表示を確認するとしており、63%は品質が保証される信頼のある商標の製品しか購入しないと回答した⁴。ハノイ、ホーチミン、ダナンのような都市部では電子製品、化粧品、家庭用品の主要な購入先はスーパーマーケットで、町の小売店、ショッピングセンターと続く。ほとんどの消費者がファッション製品、化粧品を購入実績のある店で買っており、電子製品は信頼ができる店を優先し、価格が固定していて品質が確保される店を選んでいる⁵。

⁴ 現在のベトナム消費者の動向

<http://www.doanhhanvietnam.org.vn/noidung/20130403092147/xu-huong-cua-nguoi-tieu-dung-viet-nam-hien-nay.htm>

⁵ Viettrack, June 2013 at <http://ftaresearch.com/library.php?id=125>

V.2. 模倣品に対する消費者意識

模倣品に対する消費者意識に関する調査によれば、模倣品のニーズはベトナムを含む全ての国家で存在し、以下の要因がある。

- 正規品の価格は高すぎて製品の実質的な価値と釣り合わないと感じる。
- 模倣品は沢山の種類があり、価格相応の品質を提供し、一部の消費者のニーズに答えている⁶。

模倣品を購入した又は間違っ購入した理由は以下の通り。

- 真贋を判定する能力がない。
- 模倣品を購入した時に発生する損失とリスクについての理解が不十分。
- 一部の消費者は高級嗜好といった満足感を得るために模倣品を使用する。

以上は模倣品が常に存在し拡大していく間接な理由であるが、それ以上に模倣品の使用はベトナム社会の一部では認知されている。

V.3. 模倣品を使用する際の損失とリスク

模倣品と気付かないで使用した場合には、生命に重大な影響を及ぼす可能性がある。特に自動車やオートバイの部品、医薬品、化粧品の模倣品にはリスクが存在する。

自動車の部品はガラス、ワイパー、チューブ、タイヤ等外装部品からオイルフィルター、エアフィルター、スパークプラグ、ブレーキパッド、クラッチ、ショックアブソーバー等内装部品まで多岐にわたる。模倣された部品の使用は、自動車の他の部品をにも影響を与え使用者が事故を起こす可能性を有する。

オートバイ部品の模倣品の状況：2013年現在、ベトナムで流通しているオートバイの台数は3,900万台に上っている⁷。毎年の交換部品、特に稼働頻度の高いピスト

⁶ ベトナム市場に広がる模倣品は「フェイク」商品とも言う。「フェイク」商品の価格は正規品の4分の1から5分の1である。模倣品の製造・販売者は品質と価格によって各種のフェイク商品に分けられ、例えば「フェイク1高級品」の品質は正規品の90%の品質をクリアしており、経験者でなければ判定できない、「フェイク1普通品」、「フェイク2」、「フェイク3」の品質と価格は順次落ちていく。
http://tai-nghe-25giay.blogspot.com/2013/01/phan-biet-chon-mua-tai-nghe-monster_17.html

⁷ ベトナムのオートバイ台数は2012年の計画を超えた。
<http://songmoi.vn/otoxemay-tin-tuc/luong-xe-may-tai-viet-nam-da-%E2%80%98vo-ke-hoach%E2%80%99-cua-nam-2020>

ン、リング、ブレーキパッド、燃料フィルター、スパークプラグ、チェーンなどの部品のニーズがとても高い。実際、オートバイメーカーの修理センター以外のほとんどの修理屋では、正規部品の 50~60%の価格で製造元の分からない偽物の部品を使って顧客の部品を交換している。顧客は様々な理由で正規部品を使用しない場合が多い。正規の部品でないものを使用することで車両は頻繁に故障し、安全性が保てず経済的な損害に繋がるとしている。

医薬品の場合はさらに危険である。模倣医薬品は、世界保健機関（WHO）の定義によると、出所と履歴を偽って製造され、ラベルが貼り付けられた製品であり、模倣行為は、特許を有する医薬品と一般非処方薬に対して行われている。また模倣医薬品とは、表示成分以外の成分が含まれているもの、有効成分が含まれていないもの、有効成分量が不足しているもの、又は包装や表示が模倣されているものである。

また、模倣医薬品は消費者を欺くだけでなく、疾病の治療法を無効とし、多くの場合は、疾病を治療させることができず、アレルギーを併発し、重金属中毒、薬品有害反応等を招くおそれがある。副作用についても正規品は 1/10,000~1/100,000 であるに対して模倣医薬品の副作用の危険率は 1/10 である。最も危険なのは医薬品中毒とアレルギー反応である⁸。

米国食品医薬品局（FDA）によると模倣医薬品は世界の医薬品市場の約 10%を占めるといふ。最貧国に於いて消費されている医薬品の 25%は模倣品である。WHO によると、世界の医薬品の 15%は模倣品で 10 万件の死亡事故を招いているとしている⁹。また、模倣医薬品から得る利益は年間 350 億 USD 近くに達する。

イタリア商工会議所の市場統計によると、模倣品の使用者の 50%は安い価格の化粧品を購入する際に模倣品だと分かっているにもかかわらず大きな影響がないとしてそのまま購入している。さらに、販売者の 65%は「購入者がいれば販売する」という理由で模倣品であると分かっているにもかかわらず販売している。Kim Bien 市場(第 5 区)、Tan Binh 市場、Pham Van Hai 市場 (Tan Binh 区) において、口紅、フェイスパウダー、ファンデーション、化粧水、スキンケアクリーム、アイシャドウ、マスカラなど各種の

⁸ 模倣医薬品・想定できない危険 <http://www.medlatec.vn/chi-tiet/thong-tin-duoc/thuoc-gia-hiem-hoa-khon-luong-44-599.aspx>

⁹ Counterfeit Drugs: The Silent Epidemic, <http://badcure.wordpress.com/2012/05/27/counterfeit-drugs-the-silent-epidemic/>

輸入化粧品を簡単に見つけることができる。Lancome、Maybelline、L' Oreal、Essance、Shiseido、MAC など信頼と品質が高いブランドであれば模倣品は多くなり、価格は正規品の 1/3 で販売されている。

ホーチミン市科学技術局はマスカラ 10 個を分析したが、主要な成分はエチレン-アクリル酸エチル共重合体 (EEA) であった。この樹脂は工業生産において硬さを増すために使用され、EEA は結腸癌と直腸癌 (グループ 2B) を起こす危険な物質であるが、模倣マスカラの製造者により、まつげの長さでボリュームアップするために使用されていた¹⁰。

その他、模倣マスカラには、以下の成分が含有されていた。

- 合成ポリオレフィン (Polyolefin Compound) : 工業ポリマー製造時の合成補助剤
- Henkel Corp. Dehymuls : 工業用のエマルジョン代謝物質 (分散質・分散媒が共に液体である分散系溶液)
- ストップコック用グリース (Stopcock grease) : 工業用オイルで水に溶けず模倣耐水マスカラに使用される。
- クレイトン (GKraton G) - 工業用塗料で製品の硬さと柔軟性を作る。
- カストロール TAF-X 75W (Castrol TAF-X 75W) Castrol の車両軸用のマルチレベル潤滑油を作るための合成化合物である。製品に粘性をもたらす特性を持つ。
- Poly Ethylene-Co-Ethyl Acrylate -EEA 合成から防水フィルムを形成する物質。

【事例】

出所が不明な模倣化粧品を使用すると皮膚にダメージを与える。化学物質によるダメージの治療は難しく、例えば、肌が乾燥し、様々な皮膚炎 (アレルギー性皮膚炎、刺激皮膚炎、青少年跖皮膚病 (Dermatitis plantaris sicca) など) になり、治療に長い時間と多くの経費がかかってしまう。L' Oreal の顧客サービスセンターによると、あるケースは偽造マスカラの副作用でまつげが全て抜け落ちてしまい、目が腫れて入院しなければならなかった。

¹⁰ なぜマスカラは安い? http://www.timmuamypham.com/muamypham_2/mascara-gia-vi-sao-re_a15

VI. ベトナムにおける模倣品防止対策

VI. 1. 政府の政策、決定と行動

ベトナムでは模倣品の製造販売行為は違反の程度によって行政、民事又は刑事で処分される。これについては知的財産法、刑事法および関連する法令で明確にされている。

法整備とともに具体的な活動を示して執行するために政府は以下の指示と決定を発令している。

- 模倣品の製造販売防止に関する政府首相の 1999 年 10 月 27 日付け指示第 31/1999/CT-TTg 号。
- 2001 年、密輸、模倣品と不正貿易防止指導委員会（略称 127 中央指導委員会）の設立に関する政府首相の 2001 年 8 月 27 日付け第 127/2001/QĐ-TTg 号決定、政府首相は指導委員長、商工省副大臣は常務副委員長を務める。
- 密輸、模倣品と不正貿易防止に関する政府管理機関の間の活動協力関係と責任の範囲を制定する政府首相の 2010 年 10 月 25 日付け決定第 65/2010/QĐ-TTg 号。
- 2014 年、密輸、模倣品と不正貿易防止国家指導委員会（389 国家指導委員会と言う）を設立する政府首相の 2014 年 3 月 19 日付け決定第 389/QĐ-TTg 号決定、この指導委員会は前身の 127 中央指導委員会に取って代わる。

VI. 2. 達成した成果

127 中央指導委員会、その傘下の地方 127 号指導委員会（63 省・市）の設立と協力機関である市場管理局、公安、税関の 2001 年の活動で、ベトナム政府による密輸、模倣品と不正貿易の戦いは新たな展開を見せた。127 指導委員会の報告によると、12 年間（2001 年～2012 年）の活動において、権限機関は 450 万件を検査し、240 万件の違反を処理し、41 兆 8160 億ドンの模倣品を押収した。そのうち、行政処分がなされたものは 11 兆ドン、罰金と追徴課税の徴収は 22 兆 8,160 億ドンあり、違反商品の価値は 7 兆 9,120 億ドンであった。

上記の結果を達成したが、実際、127 指導委員会の活動の効率と効果はまだ制限されており、摘発・処分された違反は実態を反映していない。禁止品、密輸品の運送と販売、模倣品、低品質品の製造販売、不正貿易の改善は喫緊の問題である。大

規模な販売網やグループはまだ少なく、主に流通上の違反処理が行なわれるだけで事件の根本が解決できていない。処理は場所と時期によって延期され、首謀者の摘発と処分ができていない。

従って、2014年3月19日、政府首相は決定第389/QD-TTg号密輸、不正貿易と模倣品防止指導国家委員会、略称389国家指導委員会（127中央指導委員会から改組）を設立し、より効率的に活動するため、組織改正をした。（Ⅱ.11（389国家指導委員会）参考）

389国家指導委員会は、1年以上の活動を経て2015年1月29日に2014年度（第1年目）活動報告および2015年度の活動計画を公表し、各省庁・地方は2014年に密輸・不正貿易・模倣品防止対策を一貫して実施したことが報告した。

2014年に、全国の権限機関は、20万6,000以上（2013年比12.11%の増加）の違反事件を取り締り、行政処分による罰金、没収物品の販売金、検査のための追加納税額として合計で約13兆ドン（2013年より27.1%増加）、2,081件、2,275人を刑事告発した。

各機関による取り締まり状況は以下の通り。

- 国境警備隊は4,099件の事案を摘発し、1,469件の事案で1,630人を告発し、罰金として約510億ドンを回収した。
- 海上警察は196件の事案を摘発し、刑事事件として96件を告発し、約900億ドンを回収した。
- 税関は、密輸防止活動や事後検査・監査を通じて2万2,000件の違反事案を摘発し、約1.2兆ドンを回収した。また、刑事事案として25件を告発し、59件の事案を他機関に移送し判断を仰いでいる。
- 公安は、8,966件を摘発し、3,050億ドン（2013年より80.3%増加）を回収し、518件の事案、645人を告発した。
- 市場管理局は検査・監査活動が向上し、10万355件の事案を処理し、3,870億ドンを回収した。
- 389国家指導委員会は、権限機関の権限・役割・任務に合わせて、各機関の役割などを改訂・追加する政策や法規範文書の見直しや国境・海上で活動する部隊の

人材・予算・機材設備に関する課題と問題を取り上げて迅速な改善が必要だと提案している。

政府は、389 国家指導委員会の設立により本省、業界、権限機関の間の中央から地方までの行動の指導、運営と協力に対し根本的な改革を行い、密輸、不正貿易と模倣品防止において積極的な対応をするとしている。

VI. 3. 模倣品の問題に対する企業の対応

実際に市場で模倣品を発見した場合の企業の一般的な対応は以下のとおり。

(i) 知財取締機関（市場管理局など）との協力

2014 年 4 月 24 日にホーチミン市で開催する「模倣品防止における企業と市場管理局の協調」セミナーにおいて、Unilever ベトナムの安全と知的財産権保護委員長 Mai Hoa Viet 氏は、Unilever の PS 歯磨き、OMO 洗剤等の一部の商品が模倣されたと述べている。模倣品を防止するため、市場管理局に協力して模倣品の状況、真贋を判定する方法を提供した結果、権限機関は 2001 年から 2013 年までに Unilever の製品価値として約 100 億ドンに相当する商標の模倣を 760 件発見し、押収・処分した¹¹。

(ii) マスコミ等を利用する方法

雑誌、マスコミで模倣品情報を広報し、模倣品が顧客に対してどのような悪影響を及ぼすか真贋の判定方法を案内する。

一方で、敢えて消費者に模倣製品の情報を通知・共有しないという企業もある。ベトナム高品質製品協会会長 Vu Kim Hanh 氏は、Viet Tien 社（縫製企業）が模倣品の情報を公表しないのは消費者に心配をかけたくないからだと述べた。多くの消費者が真贋を判定できないため Viet Tien 製品を購入しないほうがいいと思っ

¹¹ http://baocongthuong.com.vn/quan-ly-thi-truong/53520/doanh-nghiep-chua-man-chong-hang-gia.htm#.VA_FBKNXhn4

まうのを避けるためだという。こうした理由で知的財産執行機関に情報を積極的に開示しないベトナム企業は少なくないようだ¹²。

模倣品対策には多くの資金、人材が必要となる。例えば、発光印がある模倣防止ラベルの使用は販売コストに影響する。違反商品の摘発を行う場合には、摘発を行う知財取締権限機関への経費（鑑定、現場検査に関する出張費、廃棄費用等）もかかる。

Viet Tien 社の副社長、Nguyen Khac Chinh 氏は「ボタン、布、ロゴ、ラベル等で特殊な原材料を使ったが偽造された。当社は年間 5 億ドンを偽造品防止に費やしている。Viet Tien の偽造品を販売する代理店を発見した時に 700 万ドンの罰金を科し、再犯した時は契約を終了すると警告したが、まだまだ難しい。」と述べた。

【事例】

日本カシオは記者会見で「残念なことにベトナムは偽造カシオ計算機の蔓延により損失を被った。ベトナムの消費者が偽造計算機の使用により被害を受けるのを見た時、あなた方も不当だと考えると信じている。」と述べた。偽造カシオ計算機は品質が悪く、耐久性が劣り、致命的なのは計算が正確に出来ないため、学業、企業経営などの結果に悪影響を与えた。2005 年以降の統計データによると、権限機関は偽造カシオを 1,284 件処理し、86,221 台を押収、廃棄し、12 億ドン以上を行政処分したが、カシオの偽造品、模倣品は止むことなく日増しに多様化され巧妙になり消費者に多くの損害を与えている。



偽造カシオの証拠物件を Quang Ninh 市場管理局が廃棄する



カシオ偽造防止ラベルの検査

偽造防止ラベルを検査するためのガイダンス：レーザー投光器を斜め 45⁰ の角度で切手の黒い線の付近に照射した時「OK」の文字が紙に反射される。

¹²Bất lực chống hàng gian, hàng giả: <http://www.thanhvien.com.vn/pages/20130528/bat-luc-chong-hang-gian-hang-gia.aspx>

VI. 4. 模倣品防止の効果と影響

VI. 4. 1. 一部の企業は沈黙と回避

模倣品は多方面で企業の利益に直接影響する。肥料と家庭用殺虫剤を製造する Minh Duc 生化学株式会社社長、Nguyen Thanh Duc 氏は、この 20 年間、常に模倣品の問題に対峙しなければならなかった。正規品の半額で売られているこれらの製品の影響で、同社のこの 3 年間（2011 年～2013 年）の売上は 20% 減少し、信用面でも影響が生じた。¹³

しかし、長期間、模倣品と戦っても期待した成果が得られない多くの企業は、沈黙と回避を選択するようになる。この状況は Viet Tien 社、権限機関のハノイ市場管理支局副支局長 Vuong Chi Dung 氏、模倣品防止とベトナム商標保護協会 Le The Bao 氏等、複数の有名な会社と個人によって確認されている。企業が「模倣品と共存する」方法を選ぶ理由は、模倣品の状況を報道すれば消費者は当該製品を購入しないといった選択をするだけでなく正規品の詳細を明かすことによってさらに精巧な模倣品が製造される危険性も生じる。Vuong Tri Dung 氏は、「知的財産権保護の実施を提案するベトナム企業は 20% しかないが、ベトナム市場で活動する若しくは製品を販売する外国企業は 80% が提案している」、「知的財産権侵害処理の申し立てが減少の傾向にある。2012 年には 90 件の申し立てを受理したが、2013 年の初めから現在まで（2013 年 11 月）の申し立て受理件数は 50 件に留まっている。出所不明な商品を発見して、企業に当該商品が模倣品かどうかの確認を依頼しても、多くの企業は拒否し、某企業は経済的困難を理由に侵害処理を要請しなかった。現行の規定では、知的財産権侵害を処理するためには権利者の同意が必要になる」と述べている¹⁴。

権利者の同意と協力、特に模倣品の出始めのタイミングでの権利者の情報提供と監視は重要である。模倣品が出回り始めた時にすぐ撲滅計画を立てることによって実施が容易で経費もあまりかからない。模倣品が広がった後での処理には経費もかなり困難も大きく、実施の可能性が低くなる。

¹³ <http://vov.vn/kinh-te/doanh-nghiep/chong-hang-gia-doanh-nghiep-khong-the-dung-ngoai-cuoc-323656.vov>

¹⁴ <http://citinews.net/kinh-doanh/khi-doanh-nghiep-san-xuat-thua-nhan---hang-gia--ENGS6IQ/>

VI. 4. 2. 模倣品防止の費用対効果

ほとんどの企業、特に大手企業は徹底的に模倣品の流通を防止したいがこれを実施するためには大きな経費を要する。メーカーとして、流通経路の構築経費、消費者が真贋を見極めるための広報宣伝活動経費、また、模倣品の発見とその処理における政府機関に対する経費も必要となる。

ベトナムの法律¹⁵では、違反の監査、捜査、確認と処理における権利者に対する補助責任を規定している。従って、違反処理を要請した権利者は、権限機関に対して捜査、確認、証拠収集、証拠物件と違反手段の処理に関する情報、資料、交通手段、設備とこれら経費を含む技術的な補助についての提案を行うことができる。違反処理の権限機関は補助経費を以下の条件に従って使用することができる。

- (a) 違反処理を要請した権利者が提案した協力、補助内容に従って使用することができるが、協力、補助内容が法律の規定に違反しないこと。
- (b) 透明性を確保し、補助金は国家予算からの費用でないことと、その経費に係わる別途の会計帳簿を作らなければならない。

この補助金について、製品の模倣被害を受けた企業の代表は深刻な状況にあり、地方の権限機関に対して、一、二回の模倣品の防止と処理の実施を依頼して補助をしても効果は上がらないことから、度重なる経費負担は、企業の負担できる限度を超えてしまい、捜査、調査のための経費負担を諦めざるを得ないことが多くなる。

¹⁵ 産業財産分野における行政違反を規定する政府の2010年9月21日付け政令第 số 97/2010/NĐ-CP 号の一部の条項の施行をガイダンスする科学技術省の2011年12月27日付け通達第 37/2011/TT-BKHCN 号第 22.1 条

VII. 模倣品防止に対する企業への提案

製造された商品は、すべて模倣される危険があることから、市場に投入された時点から模倣防止対策を準備する必要がある。防止に必要な費用は、市場に出回る模倣品を処理する費用に比べれば安価である。

模倣品を効果的に防止するためには、企業が模倣防止の戦略と計画を策定することおよび適切な経費と人材を設置し、また、真贋を判定し、発見するために権限機関と積極的に協力して行くことが肝要である。

以下は、企業が市場で自社の模倣品を発見した際の対処方法の一例である。

(i) 模倣品の防止計画は以下の内容から始める

- 商品に関わる標章又は各産業財産権（特許、意匠）は、ベトナムで保護ライセンスが発行されるか、保護される又は保護が有効であるかどうかを確認する。標章の保護がなされない又は類似の商品が存在する場合には、違反の処理がができない場合がある。
- 輸出入品監視サービスの利用を税関機関に登録し、押収されている商品の処理に税関と密接に協力する。
- 企業の規模によって、作業チーム又は担当者を配置して市場監視および企業の商品に係わる模倣品の発見を行う。また、専門的な組織を使い、市場監視作業を実施する。
- 販売代理店又は自社ブランド商品だけを販売する専門店を設立して模倣品の教育を行い、代理店スタッフに必要な知識とスキルを育成する。
- 製品の紹介を含め、消費者が模倣品と正規品を区別する上での参考としてもらうための必要な広報活動を実施する。
- 模倣品の防止と処理を担当する機関との間での情報共有を行う。

(ii) 市場で模倣品を発見した場合には、以下を実施する

- 模倣品の出所、数量と販売価格を調査し、模倣品のデータを権限機関に提供する。
- 代理店、販売業者および自社製品が模倣された経験を有する会社から実際の模倣

品の処理方法を参考として聴取し、模倣事案を解決した経験と能力のある法律事務所の紹介を受ける。

- 事案の処理を委任する法律事務所の弁護士に対して、処理方法、実施手順および事案を処理するための適切な権限機関について相談する。
- 権限機関を正しく選択することは、効果的に適時に事案を解決し、目標を達成するための重要な要素の一つである。一般的に、知的財産権侵害に対する行政処分の責任は以下のように分割される。
 - ①大規模であり、組織が構成され、連絡網を持つような模倣品の製造販売ケース、又は人の安全と健康に関わる模倣品は公安省経済警察局の責任に属する。
 - ②著作権違反の海賊版は文化スポーツ観光省による監査により担当する。
 - ③複雑な模倣品事件、特許権侵害、意匠権侵害、商標権侵害と地理的表示の権利侵害は科学技術省が監査の責任を負う。
 - ④一般市場、小売店での小規模な模倣品事案は、商工省市場管理局の市場管理機関が担当する。
 - ⑤不正競争、競争法に係わる違反事件は、商工省競争管理局が担当する。

以上の機関は独自に模倣品事件を処理することができるが、複雑な事件の場合には他の権限機関、特に公安省と協力して対応する。公安省は必要な証拠収集および捜査を行った上で犯罪が立件できれば起訴する権限を有している。また、経験のある弁護士事務所を選択することも必要となるが、専門弁護士の不足や手続きの煩雑さ、さらには費用の高さといった面で課題は多い。

なお、条件が整えば、消費者の理解および今後の防止を図るために模倣製品の違反処理を広報、公開するといった広報活動を展開することも重要である。

VIII. 関係機関連絡先:

以下はベトナムでの知的財産権と模倣品の諸問題进行处理する機関の連絡先である。

#	機関名	英名	住所
1	国家知的財産庁	National Office of Intellectual Property (NOIP)	No. 384-386 Nguyen Trai, Thanh Xuan 区, Ha Noi Tel: +(84-4) 3858 3069 Fax: +(84-4) 3858 8449 E-mail: vietnamipo@noip.gov.vn
2	著作権局	Copyright Office of Vietnam (COV)	No. 151 Hoang Hoa Tham, Ba Dinh 区, Ha Noi Tel: +(84-4) 39438231 (ext: 157, 155, 161) Fax: +(84-4) 38432630 Email: cbqgtg@hn.vnn.vn
3	植物新品種保護事務局	New Plant Variety Protection Office (PVPO), Ministry of Agriculture and Rural Development	No. 2 Ngoc Ha, Ba Dinh 区, Ha Noi Tel: +(84-4) 38435182 Fax: +(84-4) 37342844 E-mail: pvpvietnam@mard.gov.vn
4	科学技術省監査局	Science and Technology Inspectorate (STI)	No. 113 Tran Duy Hung, Cau Giay 区, Ha Noi Te: +(84-4) 35553906 Fax: +(84-4) 39446602 Email: thanhtra@most.gov.vn
5	文化スポーツ観光省監査局	Culture, Sports and Tourism Inspectorate (CSTI)	No. 51 Ngo Quyen, Hoan Kiem 区, Ha Noi. Tel: +(84-4) 39437610 Fax: +(84-4) 39446223 Email: thanhtra@bvhttdl.gov.vn

6	市場管理局	General Department of Market Management (GDMM)	No. 91 Đinh Tien Hoang, Hoan Kiem 区, Ha Noi Tel: +(84-4) 38255868 Fax: +(84-4) 39342726 E-mail: qltt@mot.gov.vn
7	犯罪防止警察総局 経済警察局 (C46)	General Bureau of Police on Crime Prevention and Combating Bureau of Economic Police Ministry of Public Security	No. 47 Pham Van Dong, Cau Giay 区, Ha Noi Tel: +(84-4) 0692165
8	税関総局	General Department of Vietnam Custom (GDC)	E3 ロット - Duong Dinh Nghe 通り, Yen Hoa, Cau Giay 区, Ha Noi Tel: +(84-4) 39440833 (ext: 8623) Email: webmaster@customs.gov.vn
9	人民裁判所	The People's Court of Vietnam	人民最高裁判所 48 Ly Thuong Kiet, Hoan Kiem 区, Ha Noi Website: http://toaan.gov.vn
10	知的財産研究所	Vietnam Intellectual Property Research Institute (VIPRI), Ministry of Science and Technology.	No21, 61/67 Tran Duy Hung 通り, Cau Giay 区, Ha Noi Tel: + (84-4) 35563450/ 51/ 52 Fax: +(84-4) 35563407 Email: vkhshtt@vnn.vn

[執筆協力]
PHAM & ASSOCIATES

[発行]
日本貿易振興機構（JETRO）
ハノイ事務所
TEL: +84-4-3825-0630
FAX: +84-4-3825-0552

2015年3月発行 禁無断転載

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。JETROは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートの記載内容に関連して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。これは、たとえJETROがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

なお、本レポートはJETROが発行時点に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる可能性があります。また、掲載した情報・コメントは著者およびJETROの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではないことを予めお断りします。